

平成28年第1回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成28年3月2日（水曜日）午前9時15分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町長の施政方針
- 日程第5 第1号議案 地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書の提出について
- 日程第6 第20号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第5号）
第21号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第22号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第23号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
第24号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
第7号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について
第8号議案 幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について
第9号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正について
第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定について
第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正について
第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について
第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第19号議案 町道路線の認定及び廃止について
第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算
第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算
第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算
第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

- 第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算
第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算
第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算
第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算
第33号議案 平成28年度幸田町水道事業会計予算
-

本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 杉浦あきら君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 酒向弘康君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 水野千代子君 |
| 16番 浅井武光君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|------------------|--------|------------------|--------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 大竹広行君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 山本茂樹君 |
| 健康福祉部長 | 大澤正君 | 環境経済部長 | 清水宏君 |
| 建設部長 | 近藤学君 | 教育部長 | 小野浩史君 |
| 消防長 | 壁谷弘志君 | 企業立地監 | 志賀幸弘君 |
| 企画部次長兼
企画政策課長 | 林敏幸君 | 総務部次長兼
税務課長 | 平松寛昭君 |
| 健康福祉部次長兼
福祉課長 | 山下明美君 | 環境経済部次長兼
水道課長 | 伊澤正美君 |
| 建設部次長兼
区画整理課長 | 伊澤勝一君 | 教育部次長兼
学校教育課長 | 羽根淵闘志君 |
| 消防次長兼
消防署長 | 本田稔君 | 会計管理者兼
出納室長 | 牧野洋司君 |
-

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

- 事務局長 桐戸博康君
-

○議長（浅井武光君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、表彰状の伝達と町長からの感謝状贈呈を行います。

去る2月5日、全国町村議会議長会第67回定期総会において、12番笹野康男議員

が町議会議員として通算15年以上の在籍により、地域振興の発展と功労があったことにより、全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。ただいまからその伝達を行います。

笹野議員、発言台前までお願いをいたします。

〔12番 笹野康男君 発言台へ〕

○議長（浅井武光君） 表彰状

愛知県幸田町 笹野康男 殿

あなたは町村議会議員として、多年にわたり、地域の振興発展に寄与されたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここに表彰します。

平成28年2月5日

全国町村議会議長会会長 飯田 徳昭

代読。おめでとうございます。（拍手）

〔12番 笹野康男君 自席へ〕

○議長（浅井武光君） 続きまして、この受賞に対し町長から感謝状の贈呈があります。

笹野康男議員、発言台前までお願いをいたします。

〔12番 笹野康男君 発言台へ〕

○町長（大須賀一誠君） 感謝状

幸田町議会議員 笹野康男様。

あなたは多年にわたり、幸田町議会議員として町政の発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに多大であります。

よって、ここに感謝の意を表します。

平成28年3月2日

幸田町町長 大須賀 一誠

おめでとうございます。（拍手）

〔12番 笹野康男君 自席へ〕

○議長（浅井武光君） ここに、笹野康男議員が町議会議員として長年にわたり在職され、地方自治の発展に顕著な功労があったことを認められ全国町村議会議長会会長表彰を受けられたことに対し、議会を代表して心から厚くお礼を申し上げます。

どうか笹野康男議員におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉をさせていただきます。

続きまして、町長からのお祝いの言葉をいただきます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） ただいま議長から笹野議員に対しましてお祝いが述べられました。私からも一言お祝いを申し上げたいと存じます。

笹野議員におかれましては、去る2月5日に開かれました全国町村議会議長会第67回定期総会において、全国町村議会議長会会長表彰を受賞されました。平成11年に初当選され、通算15年有余にわたり、幸田町の振興発展などの功労が認められ、町政の

発展にそして住民福祉の増進のために御尽力をいただきました。心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと存じます。今後とも健康にはくれぐれも御留意され、ますますの御活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

まことにおめでとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで12番、笹野康男議員から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

12番、笹野君。

〔12番 笹野康男君 登壇〕

○12番（笹野康男君） 皆さん、改めましておはようございます。

今は、議長からと町長から本当に過分なる感謝状をいただきました。まことにありがとうございます。ひとえにこれはここに見えます議員さんの仲間の、同士の皆さんのおかげだと感謝を申し上げたい、かように思っております。

15年余り、今の議員としての役割を果たしてきたつもりでありますけれども、まだまだ私の感じる場所は山ほどあります。議会として、議員として、住民福祉向上のために何ができるかももう一度改めて考え直したいと、かように思っております。そのためにも皆さんと一緒に頑張って議会改革を進め、住民のために頑張っていきたい、かように思っておりますので一つよろしくお願いをもう上げ、簡単ではありますが、御挨拶ありがとうございました。

〔12番 笹野康男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 以上で、表彰状の伝達及び感謝状の贈呈を終わります。

改めまして、皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御臨席を賜り厚くお礼を申し上げます。平成28年第1回幸田町議会定例会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提出されました議案は、お手元の議案目録のとおり、平成28年度当初予算を初め、30件の重要な案件が提出されております。議会といたしましては、町民生活の安定と福祉の向上のために十分な審議を行い、町民の付託に応えるべき努力をしたいと思っております。議員各位には、慎重なる審議と円滑な議会運営を格別の御協力をお願い申し上げます。

2月に入りインフルエンザが猛威を振るっております。議員各位には十分な体調管理に御留意され、議会に臨んでいただきたいと思っております。重ねてお願い申し上げます。開会の言葉といたします。

お諮りします。

本日、議場内において三河湾ネットワーク株式会社が、取材のため議場内をカメラ撮影されます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君） 異議なしと認めます。

よって、議場内のカメラ撮影を許可することに決定をいたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 皆さん、おはようございます。

弥生、3月に入りまして、河津桜が開花し、桜の季節に入りました。徐々に冬の寒さが和らいでくるのではないだろうかというふうに思っているところでございます。

昨日は幸田高校で、そして、あさっての3月4日は町内の全中学校で、また、3月18日には町内の6つの全ての小学校で、さらには、3月25日には町内8つの全保育園にて、それぞれ別れの日、卒業式や卒園式がとり行われることになっております。寂しさや不安、そして期待などさまざまな気持ちが交錯する季節となってまいりました。

さて、本日、ここに、平成28年第1回幸田町議会定例会をお願いしましたところ、議員の皆様方には、何かと御多用の中、早朝より御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平素より、町政各般にわたりまして御理解と御支援をいただいておりますこと、そして、行政運営におきましても、御指導、御高配を賜っておりますこと、合わせて敬意と感謝を申し上げます。

先ほど、笹野議員におかれましては、全国町村議会議長会会長表彰の伝達がございましたが、重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

さて、今定例会に提案をさせていただきます議案は、平成28年度の当初予算を初めとしまして、全部で30件の議案をお願いさせていただくものでございます。また、本日、即決にてお願いをさせていただきます、平成27年度の補正予算関係につきましては、一般会計補正予算を初めとする5件でございます。このほか、「幸田町職員定数条例の一部改正について」を初めとする単行議案16件、そして、当初予算関係につきましては、一般会計を初め9件の議案をお願いするものでございますが、後ほど、私から施政方針と予算の大要を述べさせていただき、提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。いずれも、これからの町政を進める上におきまして、重要なものばかりでございますので、全議案とも慎重に御審議いただき、御可決、御承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

また、一般質問につきましては、7名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上、重要な御質問ばかりでございますので、真摯に受けとめまして、誠意を持って対応をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点、おわびを申し上げたいと思います。去る2月25日の全員協議会にて、副町長から説明をさせていただきました、都市計画税の課税誤りにつきましては、町民の皆様にご迷惑をおかけし、大変申わけなく思うとともに、深く反省をしております。まことに申しわけございませんでした。今後は、このようなことのないように、再発防止策を講じ、一層、気を引き締めて、事務を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりまして、どうぞよろしくお願いしして御挨拶とさせていただきます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君）　ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君）　議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元のほうに、平成28年度予算の対応と施政方針を配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（浅井武光君）　ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成28年第1回幸田町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会をいたします。

開会　午前　9時15分

○議長（浅井武光君）　地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議　午前　9時15分

○議長（浅井武光君）　議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（浅井武光君）　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を7番 鈴木雅史君、8番 中根久治君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（浅井武光君）　日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月28日までの27日間といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（浅井武光君）　異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月28日までの27日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第3

○議長（浅井武光君） 日程第3、諸報告を行います。

例月出納検査10月分、11月分、12月分の3件、定期監査4件であります。これは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、平成27年度幸田町教育委員会施策に対する評価につきましては、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（浅井武光君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、平成28年度予算の大要と施政方針につきまして、今から述べさせていただきます。

平成28年度予算の大要と施政方針。平成28年3月2日。幸田町長 大須賀 一誠。
更なる子育て環境の充実したまちの実現にむけて～多世代に心地よいなめらかなまちを目指して～。

本日、平成28年第1回幸田町議会定例会の開催に当たりまして、新年度予算及び諸議案の御審議をお願いするに際しまして、ここに町政運営に臨む所信を明らかにし、町民の皆様を初め議員各位の御理解と御協力をお願いしたいと存じます。

さて、社会経済情勢は、各種政策の効果や原油価格下落の影響により、景気は緩やかな回復に向かうことが期待されていますが、海外の景気が減速し、国内景気が下押しされるリスクが懸念される状況となっています。

本町におきましても、個人町民税・固定資産税などは増額を見込んでいますが、法人町民税は、企業収益の減少や税制改正の影響から減額とし、町税全体では前年度比2.6%減の82億6,000万円と見込み、平成28年度当初予算を編成いたしました。

このような情勢ではありますが、子育て支援・教育を重点施策と位置づけ、防災・安全対策と多世代にわたる施策に配慮してまいります。また、夢のあるまちづくりのために幸田駅前や3地区の土地区画整理事業による都市基盤整備や企業立地推進として幸田ものづくり研究センター、プレステージレクチャーズを活用し、さらなる企業誘致に向けた取り組みを強力に推進するとともに、行政改革に積極的に取り組みながら、第6次幸田町総合計画のスタートにふさわしい年度となるよう、幸田小学校校舎増築、北部中学校施設整備計画、認定こども園の新設補助、児童クラブ増設、新規児童館建設準備など「さらなる子育て環境の充実したまちの実現」に向けて努めてまいり所存であります。

新年度予算は、このような認識のもと、「多世代に心地よいなめらかなまち」を目指して、笑顔のあふれる町の将来展望に立ち、可能な限りを尽くし、その負託に応えるべく配慮いたしました。

ここで、新年度予算の概要につきまして、触れさせていただきます。

平成28年度当初予算案の概要、1 予算の規模であります。

平成28年度当初予算の規模は、一般会計及び7つの特別会計並びに企業会計合わせ

て232億6,150万円となり、前年度に対しまして7億4,717万円、3.3%増となっております。

一般会計につきましては、総額142億6,000万円、対前年度比3.4%増といたしました。その詳細につきましては、後ほど述べさせていただきます。

特別会計であります。土地取得特別会計につきましては、総額2,280万円、プラスマイナスゼロといたしました。用地の先行取得費が歳出の主なものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費の増を見込み、総額37億9,369万円、2.8%増といたしました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込み、総額3億6,357万円、16.7%増といたしました。

介護保険特別会計につきましては、介護サービス給付費等の増を見込み、総額18億3,548万円、5.2%増といたしました。

幸田駅前土地区画整理事業特別会計につきましては、事業の計画的な推進をしており、電線類地中化設備負担金等の増により、総額5億703万円、37.1%増といたしました。

農業集落排水事業特別会計につきましては、全13地区の各施設などの維持管理及び町債の償還に要する経費が主なもので、総額3億7,638万円、3.1%減といたしました。

下水道事業特別会計につきましては、施設の維持管理及び汚水処理に要する費用並びに町債の償還が主なもので、2地区の土地区画整理地内の整備工事費の減少等により、総額7億4,747万円、1.1%減といたしました。

最後に、水道事業会計につきましては、収益的支出にあつては、7億3,399万円0.7%増、また、資本的支出にあつては、永野ポンプ場更新工事費の減少などにより6億2,108万円、12.8%減といたしました。

2 一般会計歳入一般会計の歳入であります。町税の総額につきましては、前年度比2.6%減の82億6,156万円といたしました。

その内訳といたしましては、個人町民税につきましては、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより対前年度1億2,100万円、5.0%の増といたしました。また、法人につきましては、法人税割の税率が年間を通して9.7%となり、自動車関連企業を初めとした企業業績を見込んで、対前年度3億8,500万円、29.8%の減とし、町民税総額を34億2,660万円、対前年度2億6,400万円、7.2%の減といたしました。

固定資産税につきましては、土地分は主に土地区画整理事業地内における保留地の換地処分による増、家屋分も主に土地区画整理事業地内における住宅及び店舗の新築による増、償却資産分につきましては依然として厳しい状況にあることから若干の減とし、固定資産税を総額41億6,796万円、前年度比2,800万円、0.7%の増といたしました。

軽自動車税につきましては、税率の引き上げ、4輪軽自動車の保有台数の増加、3輪以上の軽自動車13年以上経過した場合の重課及び新規取得した車で燃費性能等がす

ぐれている場合の課税の影響を見込んで、対前年度1,400万円増の9,050万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりによる売上本数の減少に伴い、対前年度600万円減の2億7,300万円といたしました。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向であることから、若干の減を見込み350万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により対前年度1,100万円増の3億円といたしました。

地方譲与税につきましては、1億2,500万円と前年度並みを見込み、利子割交付金につきましては、法人の利子割の廃止、公社債利子等の配当割交付金への振替等により対前年度1,000万円の減の500万円といたしました。配当割交付金につきましては、公社債利子等の利子割交付金からの振替及び上場企業の好調な業績により、対前年度1,200万円増の5,600万円、株式等譲渡所得割交付金につきましては、引き続き活発な株式売買を見込み、対前年度2,500万円増の3,200万円といたしました。地方消費税交付金につきましては、消費税の旧税率5%分の交付が終了し、全て新税率8%分の交付となることから、対前年度2,000万円増の7億円と見込まれました。ゴルフ場利用税交付金につきましては、前年度と同額の2,100万円とし、自動車取得税交付金につきましては、平成29年度から消費税の税率が引き上げられる等、税制が改正されることから駆け込み需要を見込み、対前年度500万円増の4,700万円とし、地方特例交付金は前年と同額の3,300万円といたしました。

地方交付税につきましては、引き続き不交付団体と見込み、特別交付税は科目維持といたしました。交通安全対策特別交付金は、前年と同額の500万円といたしました。

分担金・負担金につきましては、制度改正に伴い使用料の保育所私的契約児施設使用料の組みかえによる保育料保護者負担金の増などにより、総額2億4,917万円、11.4%増といたしました。また、公営住宅や公共駐車場などに係る使用料・手数料につきましては、保育所私的契約児施設使用料の減と一般廃棄物収集処分手数料の増などにより、ほぼ前年度並みの2億2,058万円といたしました。

国庫支出金につきましては、認定こども園等施設型給付費負担金や認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金、公立学校施設整備費国庫負担金の増と野場横落線整備などに対する社会資本整備総合交付金の減などにより国庫支出金の総額は、12億9,526万円、23.6%増とし、県支出金につきましては、認定こども園等施設型給付費負担金の増と中学校への太陽光発電システム等設置に係る再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金の減などにより総額7億1,500万円、4.6%減といたしました。

財産収入につきましては、財産貸付収入、基金利子が主なもので、総額2,291万円、0.7%減といたしました。

寄附金につきましては、返礼品による地元農産物や特産品をPRするふるさと寄附金が主なもので、総額2,002万円といたしました。

繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するため主に基金財源で補填することとしていますが、全体の財源調整及び事業執行のために財政調整基金、教育施設整

備基金、福祉施設整備基金、都市施設整備基金からの繰り入れを行い、総額13億6,766万円、21.5%増といたしました。

繰越金につきましては、前年度同様3億円といたしました。

諸収入につきましては、小中学校給食費が主な収入で、総額4億9,384万円、2.8%増といたしました。

町債につきましては、道路改築事業に1,500万円、消防団詰所整備事業に3,200万円、地区公民館整備事業に4,300万円、増加する児童に対応するために幸田小学校整備事業に2億円の総額2億9,000万円、70.6%増といたしました。

次に、3 一般会計歳出でございます。

義務的経費（人件費・扶助費・公債費）につきましては、ハピネス・ヒル・幸田建設事業債等の償還額減少による公債費の減により、1,960万円減、0.3%減の総額61億8,971万円であります。

投資的経費（普通建設事業費・災害復旧費）につきましては、5億5,859万円増、47.6%増の総額17億3,155万円であります。普通建設事業の主なものといたしましては、幸田小学校校舎増築整備事業、豊坂小学校体育館吊り天井耐震化事業、認定こども園施設整備補助事業、新規児童館建設準備関係、市場公民館駐車場整備事業、消防団第2分団第1部詰所移転事業、永野公園整備事業、道路新設改良事業（桐山深溝1号線等）であります。

その他の物件費・維持補修費・補助費などの経費の合計は、6,899万円減、1.1%減の総額63億875万円であります。主なものといたしましては、物件費において、社会保障・税番号制度システム対応や基幹系業務システムの再構築等の完了による大幅な減や補助費において、子育て世帯臨時給付金の終了、また幸田駅前土地区画整理事業特別会計への繰出金の増加によるものでございます。

以上が平成28年度一般会計予算の概要でございます。

次にまいりまして、施政方針でございます。

改めまして、私の施政方針を申し述べ、町民の皆様及び議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げます。

景気は緩やかな回復基調を続けておりますが、海外景気が下振れし、国内景気を下押しされるリスクや法人住民税、法人税について国税の割合を拡大される措置の影響などにより大幅な伸びは見込めない状況となっており、重点施策である子育て支援を中心に、後年度負担を配慮し選択と集中の視点に立ち、行政運営を進めるとともに、職員の資質向上を図り、町民の皆様の御意見や御要望に応じてまいりたいと考えております。

このような状況ではありますが、新年度においても、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して、ゆとりをもって子育てができる町を目指してまいります。また、まちづくりの基本指針であります第6次総合計画に掲げる6本の柱を中心に、「人と自然と産業の調和」、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向けて、全力で取り組んでまいり所存であります。

第1に、安全・安心いのちと暮らしをまもるぞ。

安全・安心施策につきましては、東日本大震災から5年が経過し、防災・減災対策に

万全を期するため、その教訓をもとに災害に強いまちづくりに取り組んでいきます。特に、自主防災組織の防災力向上と住民一人一人の防災意識の高揚をさらに図るため、防災訓練や防災講話を積極的に行い、巨大地震や豪雨災害対策に努めるとともに、民間木造住宅耐震改修費補助を初めとした耐震化促進に向けた各種の補助制度を推進し、被害を最小限に抑えてまいります。また、防災、防犯、環境などさまざまな問題を含む空き家対策につきましては、現在の空き家実態を調査し、地域の問題解決に取り組んでまいります。

交通・防犯対策につきましては、「幸田町地域安全ステーション」を交通・防犯の活動拠点とし、警察、地域、学校、自主防犯組織との連携強化を図り、交通事故防止と犯罪抑止のネットワーク体制の強化に取り組んでまいります。交通安全啓発活動による交通事故防止を図るとともに、防犯カメラの設置による犯罪抑止を図ってまいります。道路の安全対策につきましては、点検により改修等が必要となった道路照明灯の整備を行います。また、通学路のグリーンベルトを引き続き実施するなど、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

コミュニティバス（えこたんバス）につきましては、誰もが気軽に利用できる移動手段及び児童のためのスクールタイムバスとして、引き続き日常生活の中において重要な住民の足となるよう利用サービスの向上に努めてまいります。

便利で快適な生活をする上で道路・公園・区画整理・上下水道などの生活基盤の整備充実は、まちづくりの基本となるものであります。道路橋梁整備につきましては、町道の拡幅改良や生活に密着した集落内道路の整備を重点的に実施します。舗装路面の性状調査に基づき、傷みの激しい路線・箇所を順次修繕を行ってまいります。また、道路橋梁定期点検を計画的に実施するとともに、橋梁修繕工事を進めてまいります。菱池遊水地につきましては、土地利用計画を引き続き策定してまいります。

都市公園につきましては、適正な維持管理に努めるとともに、永野公園のトイレ改修を初め、老朽化している公園施設の改修・更新に取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、幸田駅前地区は、事業計画に基づき県道、区画道路整備及び建物移転に取り組む、また、岩堀・六栗・里の3地区につきましては順次整備し、都市基盤の整備を推進してまいります。

衛生的で、安心して住みたくなるまちづくりには、住環境の整備が重要で、上下水道の整備は欠かせないものであります。上水道につきましては、「安全」、「強じん」、「持続」、の観点から水道施設の耐震対策として、永野ポンプ場更新工事や避難所等の重要給水施設へ至る管路の耐震化を図ります。また、土地区画整理事業にあわせて、配水管布設などの水道施設整備を進めてまいります。公共下水道につきましては、六栗・里の2地区の土地区画整理地内の整備を推進し、引き続き環境の保全と良好な住環境確保に取り組んでまいります。農業集落排水事業につきましては、農業集落排水処理場の機器整備を初めとして適正な維持管理に努めてまいります。

また、農業や地域の安全を守る排水機場やため池につきましては、愛知県や幸田土地改良区と協力して、耐震等の調査、計画づくり、改修に取り組んでまいります。本年度は県営土地改良事業として、菱池及び鷺田排水機場のたん水防除事業の実施計画策定等

を進めてまいります。

消防救急体制につきましては、自然災害時における災害救助におけるの高度な活動、また高齢化社会の進展により救急業務に対する社会的要請はますます高まっております。救急業務の高度化が進み、救急隊員の技術・資質の向上を図り、救命率の向上に努めてまいります。

発生が懸念されている大規模災害に備えて、長期的、持続的な防災備蓄資機材の整備が必要であり、防災備蓄倉庫を基幹避難所に指定されている北部中学校に設置し、避難所に必要な防災資機材を整備してまいります。また、ガレキ救助訓練施設を設置し、実災害を想定した狭隘な閉鎖空間からの救助訓練を行う中で隊員の技術、知識及び心身の向上を図ります。

引き続き消防団強化として第2分団第1部車庫兼詰所建築工事を開始し、平成28年度中に移転完了を目指します。また、第1分団第1部の消防ポンプ自動車を更新し、消防力の向上を図ります。

第2に、環境自然豊かに美しく。

CO₂など温室効果ガスによる地球温暖化問題や不法投棄などによる生活環境等の悪化は、地球全体の課題であり、また、地域全体で取り組まなければならない課題となっております。

本町では、引き続き新エネルギーの積極的な活用の推進として太陽光発電システム等を町民の皆様が導入するための補助制度を継続し、また、次世代自動車の普及推進として個人及び事業者に対する補助も継続してまいります。また、資源循環型社会を目指して一層の廃棄物減量・資源化及びリサイクルを推進し、良好な生活環境の構築を図ってまいります。

近年の区画整理事業等に伴う人口増加、住民の定住志向の高まり、埋葬方法の多様化などにより墓地に対する要望が高まりつつあります。このため、平成27年度実施した墓地需要予測等調査業務における住民アンケート、共同墓地現状調査等の結果を検証し、今後の墓地整備の方向性を決定してまいります。また、平成28年7月には蒲郡市幸田町衛生組合が建設しています新斎場の供用が開始されます。

ソフト面につきましては、自然観察会や環境学習講座などの環境活動や現地見学会を通じて、子どもたちからお年寄りまで幅広く町民の皆様に自然の大切さや環境問題及びごみ問題に対する意識の高揚を図ってまいります。

第3に、産業振興 幸田から全国へ世界へ。

近年の農業を取り巻く環境は、担い手の減少や高齢化が進み、経営は依然として厳しい情勢となっております。このような中、農業者が将来に向けて効率的かつ安定的な経営に取り組めるような支援を行うとともに、農地集積事業として農地中間管理事業に引き続き取り組み、農地の効率的、有効的活用を支援する一方、担い手の育成に向けた農業研修や農業への理解を深める親子農業体験教室や箕輪町農業体験交流を新たに行うなど、町・生産者・JAなどが一体となって振興を図ってまいります。

特産物の販売促進につきましては、本年度第3次食育推進計画を策定し、食育・地産地消事業を推進するとともに、安全で安心な農産物の供給と収穫支援についての仕組み

づくりを検討するなど、産地ブランドの確保に努めてまいります。また、こうした産業まつりの充実を図るとともに、JAまつりや島原ふるさと産業まつりなど町外イベントへの参加を通じたPRやマスコミを活用した宣伝効果による販売促進及び町内購買力の向上を図ってまいります。

近年では特に地元の農産物・旬のものを地域で消費する地産地消の促進と特色ある農産物加工品の創出が注目されております。これまで以上に農業団体との連携や道の駅「筆柿の里・幸田」を活用して、より具体的な方策を検討してまいります。特に樹齢300年と推定される筆柿の古木を活用し、幸田町の特産物の宣伝、販売促進を支援してまいります。

道の駅「筆柿の里・幸田」におきましては、引き続き各種イベントを開催するとともに、町外から訪れる方々に魅力ある地域の農産物や加工品を提供するとともに、リピーターの増加を目指してまいります。

鳥獣害対策につきましては、本年度も国の補助事業であります、「鳥獣被害防止総合対策」を地域組織の協力を得て実施してまいります。また、個々の侵入防止対策補助やカラス等の捕獲などの事業につきましても引き続き実施してまいります。

農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等を図る対策としての多面的機能支払交付金制度につきましては、引き続き実施し、農業、農村環境の整備及び農業基盤の保全を図ってまいります。

林業の振興につきましては、緑化推進を図るとともに、林道の維持補修の継続や林道一之小屋線の整備を進め、安心して作業のできる環境づくりに努めてまいります。また、松くい虫対策として、新たに樹幹注入剤を購入し、地域とともに防除に取り組んでまいります。

商工につきましては、中小企業の経営支援の充実を図るため、小規模企業等振興資金原資の金融機関への預託や信用保証料補助を継続するとともに、町内中小企業が持つ技術力をアピールすることで企業マッチングにつなげる見本市への出展に対し新たに支援してまいります。また、昨年10月に国に認定されました創業支援事業計画に基づき、本町で創業を目指す事業者を商工会や金融機関と連携して支援してまいります。

幸田駅前につきましては、駅前再開発を契機として、商業の発展を図るべく、商業関連施設の整備推進を支援する一方、賑やかで活気あるまちづくりが図られるようイベント等を支援してまいります。

観光につきましては、道の駅「筆柿の里・幸田」や彦左まつり、しだれ桜まつり、大井池桜まつり、あじさいまつりなどイベントの宣伝等により誘客に努めてまいります。また、観光パンフレットやホームページの内容を充実させるとともに、三ヶ根駅東口に観光案内板を新たに設置することで、観光客の利便性の向上を図ってまいります。

企業立地につきましては、平成25年度に策定いたしました企業立地マスタープランの推進や、プレステージレクチャーズものづくり日本講演会ーに継続して取り組むとともに、平成27年度に愛知工科大学内に設置しました幸田ものづくり研究センターで実施している幸田ものづくり改善インストラクター育成スクール事業や経営改善事業、サイエンスコミュニティ事業などを通して、企業の経営改善指導及び創業等に係るもの

づくり人材の育成支援を進めてまいります。また、工業団地の開発に向けた調査を行い、積極的に企業誘致に努め、地域の特性を生かした新産業と雇用の創出を目指してまいります。

第4 健康・福祉お年寄りまでみんなが元気。

救急医療対策事業におきまして、医療圏の救急医療の充実のため、大学病院の誘致に向け医療施設等整備基金に積み立てを行います。

健康の町推進事業につきましては、町民が主体的健康づくりに取り組むきっかけとして「健康マイレージ事業」を実施し、「第2次健康こうた21計画」の推進に取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、子ども、高齢者の定期予防接種を推進し、感染症予防に努めます。新規にロタ任意予防接種、引き続き高齢者肺炎球菌ワクチンの任意接種の助成、風しん対策事業として抗体検査、ワクチン接種に対する補助を行ってまいります。また、新型インフルエンザ等対策として、蔓延防止のための準備を進めてまいります。

健康増進事業としまして、人間ドック・住民健診やがん検診を推進し、引き続きがん検診の受診勧奨に力を入れてまいります。

母子保健事業につきましては、妊婦健診・乳幼児健診の実施、赤ちゃん訪問員や専門職による訪問事業、一般不妊治療に対する助成等を継続的に進め、妊娠期からの継続した支援を推進してまいります。

児童福祉につきましては、児童虐待の予防と対応を初め、「第3子が安心して産める子育て支援」を目標に掲げ、サービスの充実や施設の整備等に努めてまいります。また、平成27年度からスタートさせた「幸田町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種事業に取り組んでいきます。

特に、各保育園における就学前児童の受け入れ及び豊坂第2児童クラブの新設・坂崎児童クラブの拡充等児童クラブにおける放課後児童の受け入れを充実させることにより、今後も共働き家庭の子育てを支援してまいります。それに加え、民間の認定こども園への運営支援、新規認定こども園の建設支援を行い、町内での就学前児童の受入体制を充実させてまいります。また、新児童館の建設に向けた用地の確保・実施設計に着手してまいります。子育て家庭に対する経済的支援といたしましては、私立幼稚園の入園料補助及び就園奨励費補助金、児童手当等の交付・支給に引き続き取り組むことに加え、国において計画されている多子世帯・ひとり親世帯における保育料の負担軽減の拡充にも対応していく予定でございます。

障がい者福祉につきましては、障がいがあってもその人の持つ能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができ、安心して暮らすことのできる地域社会の実現が必要です。障害者総合支援法による障害福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、さまざまな課題を抱える障がい者に対する的確な対応と支援を図るため、障がい者相談支援事業を継続してまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して暮らせるように介護保険事業計画に基づき介護予防事業などの充実や新しい総合事業への対応推進に努めるとともに、介護保険の対象とならない高齢者の在宅サービスや在宅で介

護されている方たちの負担軽減を図るため、紙おむつや在宅介護手当の支給についても継続してまいります。施設整備につきましては、老人福祉センターへのエレベーター設置など施設改修を進めてまいります。

国の「臨時福祉給付金」につきましては、平成27年度に引き続き実施いたしますが、今年度は低所得者に加え年金生活者支援分の給付も取り組んでまいります。

福祉医療につきましては、中学校卒業までの子ども医療費の無料化の継続や、母子家庭等、障がい者、後期高齢者の福祉医療に対する給付の支援を行い、安心して医療が受けられるよう引き続き努めてまいります。

第5に、教育・文化 きたえよう！こころとからだ。

学校教育につきましては、「生きる力」を育み、心身ともに健やかな児童・生徒の育成を目指し、各学校が創意工夫に努め、特色ある教育、学校づくりを進めてまいります。

「日本語指導、少人数指導、通級指導、並びに、学級補助嘱託教員」、「母国語対応支援員」、「特別支援介助員」、「理科支援員」といった従来の施策を継続し、充実させ、子どもたちの基礎学習の充実を図るとともに、一人一人の実態に合わせたきめ細やかな対応に努めてまいります。

また英語教育の充実にも積極的に取り組み、保育園の英語あそび事業や小中の連携を意識した外国語活動を実施し、教員の英語授業研修を行うとともに、外国人英語講師の活用を進めてまいります。

学校施設の整備につきましては、校舎外壁補修・ガラスへの飛散防止フィルム貼り・体育館天井耐震化により地震対策を進めるとともに、トイレ改修工事、屋上防水工事などの環境整備・維持補修にも順次取り組みます。また、印刷機等、学校機械備品の更新に計画的に取り組み、よりよい学習環境を整えてまいります。

かねてより検討を進めておりました、北部地区の児童・生徒数増加への対応につきましては、平成28年度は、幸田小学校の校舎増築等工事を行います。学校運営と並行して、長期にわたる工事を行うこととなりますので、学習環境に配慮し、円滑な工事施工を心がけます。また、小学校につきましては、軽量の給食食器への更新とあわせ、幸田小学校については、新たな人的支援として「校務員」を配置し、給食配膳業務等に従事することで、大規模校へのソフト面の支援を行います。今後、大規模な整備が必要となる北部中学校につきましても、整備計画を策定してまいります。

給食センターの運営につきましては、地元農産物の活用の推進、アレルギー対応給食メニューの検討、より高い衛生管理の実施により、安全安心でおいしい給食を提供できるよう努めてまいります。

生涯学習につきましては、学ぶ喜び、成長する喜びが広がるよう、学習の場と機会を提供することで、乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の学習意欲を高め、その意欲に応え、健康で心豊かに生きがいのある人生を送り、夢と活気にあふれる地域社会の原動力となるような事業を推進してまいります。

「心豊かで笑いとしあふれる町づくり運動」を推進するライフサークル事業につきましては、年々盛り上がりを増していること。「こうた夏まつり・こうた凧揚げまつり」を中心に、町民相互の親睦を深められるよう努めてまいります。

文化財の保護活用につきましては、所有者との連携を強めながら、町内文化財の保護に努めてまいります。国指定史跡島原藩主深溝松平家墓所の整備事業を進めるとともに、歴史と文化の友好交流を積極的に進めてまいります。

平成28年度は国民文化祭が愛知県で開催されます。幸田町でも多くの方が芸術に触れる機会と捉え、市町村事業を実施してまいります。

町民のふれあいの場、生涯学習の拠点となる社会教育施設につきましては、快適で安心して利用できる施設となるよう、文化・生涯学習の拠点でありますハピネス・ヒル・幸田と中央公民館、さくら会館を中心として文化・生涯学習に関する諸施策の推進を図るとともに、大規模改修工事に取り組み、施設の計画的な修繕を進めてまいります。

スポーツ振興につきましては、体育協会、スポーツ推進委員、地区スポーツリーダーとの連携を図り、町民大運動会や新春駅伝・ファミリージョギング大会などを開催し、住民がスポーツを通して地域のきずなを深め、心と体の健康増進のできる機会づくりに努めてまいります。また、各地域コミュニティで行われるスポーツ活動の支援やスポーツ指導者の発掘・育成にも努力してまいります。

また、ものづくりのまちとして子どもたちが楽しく学び、豊かな創造力を育めるよう、少年少女発明クラブへの補助を引き続き行い、本町の将来を担う子どもたちの育成に力を注いでまいります。

第6に、協働・参画みんなのちからで続くまち。

厳しい財政運営が見込まれながら、町民ニーズに的確に応え続けるために将来を見据え健全で持続可能な行財政運営を継続しなければなりません。そのためには、限りある財源を最大限に効率的かつ効果的に活用するための事業選定に取り組んでまいります。

普通建設事業につきましては、その指針となる第6次総合計画が初年度となりますので、将来に向けて必要となる事業については、時期を逸することなく、しっかりと取り組むことが重要であります。各種事業の実施に当たっては、極力補助金などの財源を確保するとともに、将来の財政運営健全化のために基金繰入及び起債の扱いについては計画的に取り組んでまいります。

また、健全な財政運営のため、里保育園やとぼね運動場の借地を解消するなど、今後借地の減少に取り組む、積極的に将来負担の軽減に努め、持続可能な財政構造の実現を目指してまいります。

人員配置につきましては、重点分野に対しまして優先配置をしつつ、多種多様化する行政需要に対処すべく、職員一人一人の資質向上を図り、最大の効果が得られるよう努めてまいります。

電力調達につきましては、新電力を活用し、公共施設のさらなる経費削減に努めてまいります。

情報公開につきましては、行政情報を迅速かつ正確に町民に提供し、町民の理解を深め、行政の説明責任を果たし透明性を確保してまいります。

また、新たな社会基盤となるマイナンバー制度等の導入により、ICTを取り巻く環境が著しく変化する中、個人情報の流出がないように強固なセキュリティ対策に取り組んでまいります。

行政改革につきましては、第11次行政改革大綱に基づき、行財政の効果的かつ合理的運営に取り組むとともに、住民サービスのさらなる向上に努めてまいります。

広域行政につきましては、こども発達センターの建設、消防指令業務の共同運用、新斎場等の運営を初め、近隣市と積極的に協力体制を整え、事務事業の推進状況及び事業効果を見きわめつつ、住民サービスの向上に向けた広域的連携に努めるとともに、深溝松平家ゆかりの関係市との交流をさらに深めてまいります。

以上、予算の大要と施政方針につきまして、私の所信の一端を述べさせていただきます。本町の行財政運営につきましては、限られた財源と資産を有効活用し、人口4万人に達成した現状を踏まえて将来にわたって持続可能なまちづくりに取り組み、「第6次総合計画」及び「実施計画」に基づき、町民とともにまちづくりを進めてまいります。その諸施策に当たりましては、「みんなでつくる元気な幸田」の実現に向け、全職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。よろしくお願いを申し上げます。

最後になりますが、本定例会に提案いたします全ての議案が円滑に審議され、御可決、承認賜りますようお願い申し上げます、平成28年度の予算の大要と施策方針といたします。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時19分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5

○議長（浅井武光君） 日程第5、議員提出議案第1号 地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

12番、笹野君。

〔12番 笹野康男君 登壇〕

○12番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

議員提出議案第1号 地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書の提出についてを説明いたします。

議員提出議案第1号

地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書の提出について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり意見書（案）を、所定の賛成者とともに連署し提出します。

平成28年3月2日

提出者 幸田町議会議員 笹野康男

賛成者 幸田町議会議員 志賀恒男

〃 酒向弘康

〃 大 嶽 弘
〃 池 田 久 男
〃 丸 山 千代子
〃 伊 藤 宗 次

提案理由

地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める必要があるから。

意見書の朗読をさせていただきます。

地方法人課税の見直しについて必要な対策を求める意見書（案）

市町村が、少子高齢化社会への対応、防災対策、社会インフラの老朽化対策等のさまざまな課題に取り組む中、分権型社会の実現に向け、自主的かつ自律的な行財政運営を行っていくためには、地方自主財源の拡充が必要であり、地方税は地方自主財源の根幹となるものである。

法人住民税の国税化により、これを自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方自主財源の拡充を図り、地方分権改革につなげていくという流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題解決にはならない。

このような状況下において、今回の平成28年度税制改正案では、法人住民税法人税割について、国税化の割合が拡充されており、極めて遺憾である。

また、本町では法人町民税の国税化による税収減が、新たに創設される法人事業税交付金及び地方消費税率の引き上げによる増収分を上回り、結果として減収となる見込みであり、財政運営上、これまでの住民サービスに多大なる影響を及ぼすおそれがある。

こうした見直しについて、市町村の意見を十分に踏まえることなく、国が一方的に行おうとしていることは極めて遺憾である。

よって、国及び政府においては、地方法人課税の見直しについて、市町村の実態を十分に把握した上で、全ての市町村の財政運営等に悪影響が生じないように、必要な対策を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

愛知県額田郡幸田町議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣 宛

以上であります。審議よろしく申し上げます。

〔12番 笹野康男君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、ただいま議題となっております議員提出議案について質疑を行います。

質疑は1議題につき15分位内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願

いをいたします。

議員提出議案第1号について質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井武光君) 以上で、議員提出議案第1号の質疑を打ち切ります。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅井武光君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、議員提出議案第1号について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

採決の方法は、起立によって行います。

議員提出議案第1号 地方法人課税の見直しについての必要な対策を求める意見書の提出についてを、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(浅井武光君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第1号は、原案どおり可決されました。

日程第6

○議長(浅井武光君) 日程第6、第20号議案から第24号議案までの5件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) それでは、補正予算の関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係をごらんいただきたいと思います。

補正予算につきましては、第20号議案から第24号議案までの5件でございます。

で、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、第20号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、56ページから62ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,461万5,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ143億37万8,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費につきましては、4ページをごらんいただきたいと存じます。

「第2表繰越明許費」のとおり、次世代産業創出事業として、低温プラズマの農作物への活用のための機器発展的開発業務等委託料8,000万円、電算システムの情報セキュリティ強化のための電算運営ネットワーク改修事業4,400万円、65歳以上の低所得者向け給付金として臨時福祉給付金給付事業9,789万1,000円、町道野場横落線の物件補償と用地買収のための道路新設改良物件補償等事業654万1,000円につきまして、いずれも年度内完了が見込めないため、繰越明許をお願いするものがあります。

また、第3条地方債の補正につきましては、「第3表地方債補正」のとおり、法人町民税の大幅減への財源対策として、減収補てん債16億円を新規計上し、消防救急無線デジタル化整備事業費の減少により、起債借入れを4,700万円減額し、起債の限度額を1億2,300万円に変更するものでございます。

それでは、主な補正内容の説明をさせていただきます。

まず、歳入につきまして、説明をさせていただきます。

補正予算説明書の8ページをごらんいただきたいと存じます。

23款地方消費税交付金につきましては、法人の確定申告において、予定納税額との差額の増加により追加し、55款国庫支出金と、10ページになります60款県支出金につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害福祉サービス費等負担金、児童手当負担金や社会資本整備総合交付金など、歳出の事業費決算見込み等による予算の調整が主なものとなっております。国庫支出金につきましては、電算システム全体の強靱性の向上を図るための地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金と低温プラズマ技術の研究開発及び農地での実証と販売戦略委託に対する緊急支援交付金であります。地方創生加速化交付金を新規計上し、65歳以上の低所得者向けの給付金として、臨時福祉給付金給付事業費補助金を追加するものであります。

引き続き、10ページをお願いいたします。

75款繰入金につきましては、法人町民税の減収に対する減収補てん債の借入れに伴い、財政調整基金からの繰り入れを減額するものであります。

85款諸収入につきましては、人間ドックに係る補助率が100%となることに伴う補助金の増額分としての後期高齢者医療健康増進事業補助金と、貸付者の増による農地中間管理機構集積協力金を追加し、また、蒲郡市幸田町衛生組合返還金を、組合市町の

負担金の確定により新規計上するものであります。

次に、12ページをお願いいたします。

90款町債につきましては、先ほど4ページの「第3表地方債補正」のところでも説明をさせていただきましたが、減収補てん債を新規計上し、消防救急無線デジタル化整備事業は、減額の変更をお願いするものであります。

次に、歳出でございます。

14ページをごらんいただきたいと存じます。

補正予算説明書14ページから21ページまでが、歳出の補正の内容となっております。主なものにつきまして、順次説明をさせていただきます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては、人事異動等に伴う減額が主なものでございます。その詳細につきましては、22ページにあります「給与費明細書」をごらんいただきたいと存じます。

14ページにお戻りいただきまして、15款総務費につきましては、総務管理費におきまして、企業立地推進に関し、土地委託調査事業の精査による減額と、低温プラズマ技術の農業における技術の研究開発及び農地での実証と農作物の潜在的消費者市場の調査販売戦略の委託、また、電算システムの機密性、安全性等の確保に配慮されたネットワーク等の改修を新規計上し、徴税費におきまして、納付書の印刷製本費を減額するものであります。

次に、16ページをお願いいたします。

20款民生費でございますが、社会福祉費におきまして、障害者福祉事業で、障がい児通所給付費の放課後等デイサービス利用者の増加による追加と、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の事業費決算見込み等による繰出金の調整をするものであります。また、65歳以上の低所得者向け給付金として、臨時福祉給付金と平成26年度に実施しました臨時福祉給付金給付事業費補助金の返還金を追加するものであります。

児童福祉費におきましては、児童手当等支給事業で、支給対象児童数の見込みを精査したことにより、子育て世帯臨時特例給付金と児童手当を減額し、保育園管理一般事業においても、雇用人員の減による嘱託保育士報酬と非常勤保育士賃金を減額するものであります。

18ページをお願いいたします。

次に、25款衛生費につきましては、保健衛生費におきまして、予防接種者及び健診受診者の減少により、予防接種事業と健康増進法保健事業でそれぞれ委託料を減額し、清掃費におきましても、災害廃棄物処理計画修正業務委託につきまして、県等の作成の先送りに合わせ、作成を見合わせたことによりまして、減額をするものであります。

次に、35款農林水産業費につきましては、農業費におきまして、農地の貸付者が増加したことにより、米生産調整推進対策事業において経営転換協力金を追加するものであります。

また、45款土木費につきましては、道路橋梁費におきまして、社会資本整備総合交

付金の減額により、工事請負費を減額し、また都市計画費におきまして、国の補正による補助事業費の増額に伴う、幸田駅前土地区画整理事業特別会計への繰出金の追加と、大草地内における道路拡幅用地について地権者の協力が得られず、道路改良事業を減額するものであります。

次、20ページをお願いいたします。

住宅費におきまして、耐震改修費等補助金を耐震改修工事補助件数等の実績が見込みを下回り、減額をするものであります。

次に、50款消防費につきましては、消防救急無線デジタル化整備工事費の入札執行により、事業費が抑えられたため、減額するものであります。

次に、70款諸支出金につきましては、財政調整基金積立金を追加するものであります。

以上が、第20号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の概要であります。

次に、特別会計に移らせていただきます。

第21号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書23ページをごらんいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、56ページと63ページから64ページでありますので、あわせて御参照いただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、5,412万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,982万7,000円とするものであります。

まず、歳入の補正の内容につきましては、補正予算説明書の30ページをごらんいただきたいと存じます。

国庫支出金と県支出金の高額医療費共同事業負担金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金につきましては、事業費の確定等による調整を行うものであります。

次に、32ページをお願いいたします。

繰入金につきましては、事業費の確定等による調整を行うものでございます。

続きまして、歳出につきましては、補正予算説明書34ページからでございます。

保険給付費につきましては、療養給付費等の支払い状況により、追加をするものであります。

後期高齢者支援金につきましては、本年度の支払額の確定により、減額をするものであります。

36ページをごらんいただきたいと存じますけれども、介護納付金及び共同事業拠出金につきましては、本年度の支払額の確定により、減額をするものであります。

続きまして、第22号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の39ページをごらんいただきたいと存じます。議案関係資料につきまし

では、56ページから65ページでございます。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,252万6,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億3,320万円とするものがございます。

まず、歳入につきましては、補正予算説明書の46ページをごらんいただきたいと存じます。

後期高齢者医療保険料につきましては、賦課徴収の状況から追加するものであります。また、繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金の確定により、追加をするものであります。

歳出につきましては、補正予算説明書の48ページでございます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、歳入の保険料及び繰入金の増額分を追加するものであります。

以上が、後期高齢者医療特別会計の補正予算の内容でございます。

続きまして、第23号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

補正予算書の51ページをごらんいただきたいと存じます。また、議案関係資料につきましては、56ページと66ページでございます。あわせて御参照ください。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,393万9,000円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ17億5,919万5,000円とするものであります。

まず、歳入の補正内容につきましては、補正予算説明書の58ページをごらんいただきたいと思っております。

介護給付費準備基金繰入金を減額し、全体を調整いたしました。

続いて、歳出でございますが、補正予算説明書の60ページをごらんいただきたいと思っております。

保険給付費につきまして、認定者及びサービス利用者状況等から、決算に向けて、居宅介護サービス等給付費を初めとする各給付費を調整するものがございます。

次に、第24号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。

補正予算書の65ページをごらんいただきたいと存じます。議案関係資料につきましては、56ページと67ページから68ページでございますので、あわせて御参照いただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ530万円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ3億6,441万8,000円とするものであります。

第2条繰越明許費につきましては、補正予算書の68ページの「第2表繰越明許費」のとおり、国の追加補正により3,300万円の繰越明許をするものであります。

第3条地方債の補正でございますが、これにつきましても「第3表地方債補正」のとおり、幸田駅前土地区画整理事業の起債の限度額を5,690万円に減額するものであ

ります。

それでは、歳入でございますが、補正予算説明書の72ページでございます。

当初の補助対象事業費の減額及び国の追加補正により、国庫支出金を増額し、県支出金及び町債を減額することとし、また、一般会計からの繰入金を増額し、予算全体を調整するものであります。

続きまして、歳出でございます。

補正予算説明書の74ページをお願いいたします。

土地区画整理費におきまして、事業費等の精査により、水道施設整備負担金、委託料、物件移転等補償費を減額し、国の補正により工事請負費を増額するものであります。

以上、第20号議案から第24号議案までの5件の補正予算につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重審議の上、御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いをいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第20号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第5号）の質疑を許します。

12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） まず、歳入の関係でお願いしたいと思うんですけども、財調からの取り崩しをやめていくよと、16億5,000何がしを。そして、財調にも支出で400万でしたかね、積んでおるわけでありますけれども。その関係で、3月いっぱいでの財調はどのぐらいたまるのかという部分だけ教えてください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 財政調整基金の関係でございます。財政調整基金につきましては、12月議会終了時点で16億円繰り入れする、その時点で9億円の残高しかなかったという状況でございます。この当初予算でまたその9億円も繰り入れするという事で、財調がゼロになってしまうということで今回16億円の借り入れを行うということで、27年度末、16億円それから4,824万2,000円、これを足した分でございますが、26億587万円ほどということになります。また、28年度の当初予算で財調繰り入れを行いますので、現時点では28年度の末の見込みでは17億1,800万ほどということを予定しております。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） 今、3月末では26億ですか。そして、3月の来年度の予算でこれは組むよということも言われました、16億入れるよと。だから、結果的にはそんなにないよと。それが来年一年度、再来年度は、ここまで言うことないんですけども、再

来年度は今の財調が16億の中でまたことし来年度の予算を組むと同時に、29年度の予算を組むときにはほとんどゼロになってしまうという感覚を持っていいわけですか。それとも、そんなことはないよと、やり方によっては財調は残っていくよと、こういうふうに考えていいのか、そこらの点を教えてください。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 27年度末の財調の見込みが26億ほどということですので、新年度予算の当初の繰り入れが9億円を見込んでいるということですので、26億が1年でなくなってしまうということはございませんが、年々目減りをしていく可能性は十分あるということです。これが何年もつかということはちょっと言い切れませんが、年々減っていくであろうというふうに見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） わかりました。確かに減収の絡みもありまして、減収補てん債を16億組むということでもありますので、非常に厳しい予算組みになってくるなという感じはいたしておりますけれども、やはり町民はそこまで考えていないという部分もあります。豊かな幸田町であるから何とかしていただけるだろうと、こういう思いが非常に町民の方は持っておられますので、その点に留意して頑張りたいなというふうに思っております。

それと、もう一点、ついでに歳出のほうでありますけれども、低温の8,000万の絡みであります。低温プラズマの関係でありますけれども、5,000万と3,000万というふうに、販売戦略策定業務3,000万と、こういうふうにあるわけでもありますけれども。この関係についてはちょっと中身が私よく読めないんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今回、国の加速化交付金に、これはコンペ方式なのですがエントリーをしているところでございます。こちらのほうの内容につきましては2つございまして、議員が言われるように、一つは低温プラズマ機器発展的開発業務でございます。これは、前回、9月補正で認めていただいた先行型のコンペ方式に5,000万円を採択を受けまして、それがさらにチョウザメ等ではなく農業、幸田町のイチゴ等々に抗酸化イチゴの可能性があるので、今回、国に実施計画の中で申請をしたものでございます。販売戦略につきましては、こちらのイチゴの抗酸化能力の高いものが市場でどのぐらいの可能性はあるか、そういったところを精査するというところでございます。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） もう一つ読めないんですけれども、販売の戦略の策定だと、販売戦略ですよ。イチゴが抗酸化で大きくなる、甘くなるという意味で、これから実験等々を5,000万円かけてやっていくわけでもありますけれども、そうしたときの販売策定業務というのはちょっと読めてこないんですけれども。まだ機械もできてない。機械をつくって、売る販売促進なのか。イチゴの製品ができたのを販売促進、全国的にどういうふうに展開していったらいいかということを考えていくのか。これは誰がやるのです

か。どこに業務を委託していくのですか。ちょっと教えてください。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今、議員が言われたように、機械のほうは前回の先行型の改良版ということで見込みをとっております。議員が言われるように、まだ抗酸化イチゴができていないのに販売戦略というのは、これは前足をかいているのではないかという御質問だと思いますが、こちらのほうは、現在名大のほうでも機能性食品として市場の中に抗酸化イチゴが可能性があるのではないかという提案を受けまして、今回、機能性食品の一つとして抗酸化イチゴがどのように市場で受け入れられるというようなことを、まずは農家で組織されているJAあいち三河さん等々、それと、またニューフーズ、新しいフードを取り扱っておられる商社等々に委託をしながら、幸田町の特産として抗酸化イチゴが、またイチゴだけではなくイチジク等々にも可能性があるということをお聞きしておりますので、そういったところを現在名古屋大学の研究室の中で培っておられるということでございます。

以上です。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） 私、まだしっかり読めてこないんですけども、機器の先回の5,000万の件は名大だと、今回の開発に関しても、これも多分名大だろうなと想定はできるんですけども、販売戦略の策定に関しては3,000万も、これは大きな金額ですよ。それがどこにどういうふうに使っていかれて、幸田町の農業の戦略になっていくのかという部分がちょっと読めてこないんですよ。そこらの点が明確にこうこうでやっていくからお金がかかるんだと、3,000万かかるんだということをちょっとしっかり教えてほしいなというふうに思うわけですけども、どうでしょう。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、現在のイチゴの既存の市場と新しい高機能性食品を合わせたイチゴの新市場における抗酸化イチゴの市場調査においては、当然試食会というの大きな市場である東京圏、関西圏等々でやっていかなければいけない。そういったところでも経費がかかる。それと、今回、抗酸化イチゴに栽培農家の協力をいただきますので、そういった意味で2つ、当初のノーマルなイチゴと抗酸化イチゴの両方をつくっていただく。そういったところで非常に多大な負担がかかってくる。そういった費用も今回の販売戦略策定業務の中の3,000万に入れて、なおかつ今後どのように売れる可能性があるかという市場調査、マーケティングにもお金がかかるということで、笹野議員は非常にそういう営業戦略等々については大変詳しいというふうに思っておりますので、そこら辺もあわせて私どもは精いっぱい精査をしている状況でございます。

○議長（浅井武光君） 12番、笹野君。

○12番（笹野康男君） 立地監の話聞いておきますと、非常に幸田町の農業のイチゴ生産に対して夢が出てくるのかなと。それにプラス、イチジクの関係もと。もう一つは、ナスとかトマトとかいろいろまた出てくるかもしれませんけれども。そういう部分でも、やはり幸田町の農業を発展するためにはしっかりした研究をしていく、これも大事なこ

とかなど。そのための大きな3,000万だと、こういうふうに理解をするわけであり
ますので。それが、早目に結果が出てくるような方策といいますか、対策といいますか、
それをつくっていただいて、3年も5年もかかって何とかなるかなど、こういうのでは
なくて、来年、再来年ぐらいである程度見通しが立つような体制をとっていただきたい
なというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま議員が言われるように、早い実績を出すということ
につきましては、現在、名古屋大学の研究室の中でプラズマ照射によるイチゴの糖度が
上がっている、そういった成果も報告を受けておりますので、この実験の成功を現地、
研究室ではなく実際の農場で可能性を高めていくということでございますので、国のほ
うも来年度は新型交付金等々を用意をしていただいているということをお聞きしており
ますので、そういったところで今回8,000万が無事採択をいただけたら新型交付金
のほうに向けてさらなる努力をし、委員の言われるように、2年位内には幸田町の新しい
ブランドとなれるよう名古屋大学には協力を求めていく所存でございます。

○議長（浅井武光君） ここで途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時19分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 一般会計のほうの歳出でお尋ねをさせていただきたいと思
います。45款の土木費の住宅管理の中に19の負担金、補助及び交付金という項目があり
ますが、その中で耐震改修費の補助金ですけど、大幅な減額ということでもあります。
これについて、当初の予算並びにその件数の想定ですね。それと、現実にこの3月に
至る中で補助した件数と金額がわかりましたら教えていただきたいと思
います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 住宅管理一般の中の19節の補助費の関係でござい
ますけれども、耐震改修の関係で当初予算で見込んでおりましたのは、民間木造住宅の耐震改修
としては12件を見込んでいたところ3件ということで、12件に対しては1,440万
ほど予算化しておりましたけれども、3件ということで360万ほどということになり
ました。また、民間木造の段階的改修というものもござい
ますけれども、それにつきましては4棟を予定しておりましたけれども、これについては
なかったということで、当初予算が段階的改修が240万、これに対してゼロという形
でござい
ます。なお、耐震シェルターの設置補助ということで4件を予定しておりました。120万
ほどの予算を持っておりまして、1件30万ということで、そんな状態になってござ
います。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） なかなか予算の折の予測と実施については、やはり相手
のある話ということでは理解できるわけですが、大変大きな金額の減額という
こと
でござ
います。

これにつきましては、翌年度以降、やはり耐震加については持続する話だと思っておりますが、その辺の関係で今後ともやはり力を入れていくというのは先ほど町長の施政方針の中にもちょっとあったような気がしましたが、今後の取り組みの考えを一つお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 木造住宅の耐震改修につきましては、御存じのように平成15年から取り組んでございます。今は平成27年度までという形で、今耐震の診断をまず無料で行ってございますけれども、それが累計で申し上げますと633件の無料耐震診断は町内で行っているという状況でございますが、その結果を受けて耐震改修を行われた、それに対しての補助を出したものというものが全体で今までの累計で63棟ということで、当時の東日本大震災の被害に遭ったときにはかなり年間12件とかそういう形でふえていたので、その分の予算を何とか確保しながら毎年取り組んでいるわけですが、なかなかその後伸び悩んでいる状況でございます。この辺の背景につきましては、どうしてもやはり住宅の建てかえなのか、改修なのか、そういったような判断を迷われる方、また改修費がなかなか高いという中で設計費もかかってくる、そういう部分でなかなか耐震改修の補助の規定に合うような形での段階的なものに入ってこれないというような背景があるのかなということで、我々はいろいろと個別相談会とかそういったものを取り組んで行っているわけですが、やはり不安がある、幾らかかるのかというようなところ辺がどうしても不安がある中で、今後の展開としましては、そういった方へのしっかりしたいわゆるどれぐらいかかるのか、そういった部分の住費の今までのデータのやはり蓄積の部分の平均値はどのぐらいなのかとか、またそれに対する補助制度についても、耐震シェルターについては補助制度を創設させていただきながら追加しておりますけれども、これは実は来年度の予算になりますのでこの場ではお答えは難しいと思っておりますけれども、新たな建物の取り壊し費の補助制度についても御協議をしていきたいと思っております、補助メニューをふやしながら、また情報提供しながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 2番、伊與田君。

○2番（伊與田伸吾君） 診断につきましては、今633件でしたかね。実施会社補助は63件という形で1割程度ということですが、なかなかいろいろな診断を受けた方の事情もあろうかと思いますが、いずれにしても大規模な震災関係、要するに不慮の災害等、地震災害等は想定されております。そうした中では、やはり取り組みが必要かと思しますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

質問を終わります。

○議長（浅井武光君）

○建設部長（近藤 学君） 今、委員が言われるように、今後もしっかり情報提供をしながら取り組み、また耐震改修が全てではない、いわゆるシェルターでも、いわゆる防災の観点から減災、命を守るだけでもというようなことも含めていろいろ多方面の展開をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 臨時福祉給付金の事業についてお伺いをいたします。

臨時福祉給付金、追加補正分として9,000万円が上がっております。これは繰越明許ということでございますが、この事業内容をまずお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、提案させていただきました9,000万の臨時福祉給付金の内容でございます。これにつきましては、1億総活躍社会ということで国のほうで打ち上げられた事業でございますけれども、26年、27年と引き続いた事業でございますが、今回補正をお願いいたしましたのは、特に所得の少ない高齢者を対象とした年金生活等支援臨時福祉給付金という形で国のほうは定められているものでございます。対象におきましては、27年で実施をいたしました低所得者、非課税の世帯の方、これは年齢制限はないわけですが、その方の中で平成28年度中に65歳に到達される方、この方たちを対象に今回支給するというものでございます。お1人当たり3万円を年間で支給という形で通知が来ておまして、町としては3,000人を予定しているものでございます。なお、まだ実際の交付金につきましては28年度に入ってからということになりますので、その意味で繰越明許をさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） 先回の説明の中でも、65歳以上の低所得者向けの給付金ということで言われました。今も御説明があったわけでございます。対象人数にしては3,000人を予定して、1人3万円の支給ですということでございますが、この低所得者の対象者の年間所得額というんですかね、そういうものがわかりましたらお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 所得ということではなくて、住民税非課税世帯という形で捉えておりますので、それぞれの扶養があつたりなかったりということで所得額が変わってきますので、住民税非課税世帯という方が対象ということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 15番、水野君。

○15番（水野千代子君） わかりました。所得というよりも非課税世帯の人が対象だということでお伺いをいたしました。通知方法だとか審査方法だとか、その辺はまた新年度になってからということでございますので、わかりました、了解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 先ほどの笹野委員の続きでお願いしたいわけですが、8,000万の予算ということでありますけれども、この中で先ほどの策定戦略ですね。販売戦略策定業務実施計画書というのがつくられていると思うのですが、これはどういうふうにしてつくられているのか、お伺いいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） こちらの販売戦略策定業務の内容の予定でございますが、先ほどお話をさせていただきましたが、一番大きなところはマーケティングリサーチ、市場調査がメインとなってきます。その策定の基本計画等々の計画につきましては、まだ予定はしておりません。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ということは、まだこれからそういうことを実施していくということですが、それでは、機能性食品の可能性ということについて、機能性の中の抗酸化物質ですね。抗酸化物質というのは相当種類があると思うんですけども、どのような種類のものがあるという、そういった予測はされてみえますか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今回のイチゴにつきましては、ビタミンC、アントシアニン類のエラグ酸等々のポリフェノールというところの抗酸化物質がイチゴにはたくさん含まれているということで、名古屋大学においては、こちらのポリフェノール類における抗酸化物質をターゲットに、現在、研究室のところで実証しておられるというふう聞いておりますので、ターゲット的には先ほど申しました抗酸化物質のポリフェノール、こちらのほうに今絞り込んでいるというふうに思っております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） ビタミンCとかアントシアニン、色素なんですけど、ポリフェノール類は人間が食べても舌びらでは多分感じられない、さわれない、そういうものだと思うんですけど、これを試食会でどうアピールするか。今、糖度が上がるというお話がありました。イチゴは、実は糖度が上がり過ぎていて、糖尿病の方は食べないほうがいいよというのが医者の方の指示だそうですが、そういった糖度が上がるというアピールですと、かえって市場性が下がってしまうようなことではないかというふうに思うわけですが、機能性と糖度が相反するような気がするんですけど、この辺の議論はされてみえますか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、抗酸化値と糖度の相関については、現在も名古屋大学で検討中ということでございます。それで、試食につきましては先ほど言ったように、委員がおっしゃるとおり、抗酸化値が高い低いというのは舌びらでは感覚的に得られないということでございまして、名古屋大学においては、計測装置で抗酸化値の酸素原子照射量に基づく酸素原子の測定をプラズマではかることができ、これについては日本では名古屋大学の装置しかないということでございますので、こちらの装置のデジタル数値を試食会のときに示しながら理解を求めていく、そういうことを検討しております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） 機能性食品であるということは、今、いろいろな制度の中で認められればそれをアピールできるということだと思います。しかし、これを試食会でアピールというのは非常に難しいという判断をいたしますので、その辺の戦略を少し慎重に考

えていただきたいなということを思います。

それから、今までチョウザメで試験をされてこられたプラズマの発生装置、これのイチゴに対する利用というか、その機械は同じ機械を使うのか、新しくまたイチゴ用に機械を開発されるのか、その辺はどういうお考えでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、最初の御質問でございます試食会につきましては、単なる試食会ではなく、毎年食品加工業者等々が東京メッセ等でフードコンテストというところを行っており、そういう専門の業者の皆さん方に抗酸化値の数値をお見せしながらアピールしていく。そして、消費者庁等々にも名古屋大学のほうからアピールし、食の安全につきましても同時にやっていくということを計画はしているところでございます。

そして、今回のイチゴのマシーンでございますが、これは現在成長促進をはかるための装置をチョウザメで行っており、確かにこれはゼブラフィッシュ等々で研究で数値が出ており、それをチョウザメに現在当てているというところでございますが、これは先ほども言ったように、種々の酸素ラジカル等々の分光技術を使って調整をするということでございますので、照射速度と照射量を調整をすれば、これが今度は抗酸化値のほうを控える、要は成長促進を促すものとストレスを与えて抗酸化値を高めるというものは、装置の改良でつくれるということを研究室のほうで聞いている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） そうしますと、チョウザメの場合は水ということであったと思いますが、今回の場合、刺激というかストレスを与えるという意味だとイチゴそのものに照射をするというような機械に切りかわる、そういう考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） イチゴにつきましては、2種類予定をしております。チョウザメと同じようにプラズマ活性液の溶液を水耕栽培のイチゴにそのまま入れ込んでいくということで、これはチョウザメと同じような実績が出るということを想定をされておられます。もう一つは、イチゴの花が開いたところの花に直接プラズマ照射をし、滅菌・殺菌も含めて無事に苗等が成長するような、そういったところも同時に試験を行っていくということを名古屋大学から案内を聞いております。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） この戦略は企業立地課が行っておられるわけですので、イチゴの販売が促進されるということは大変ありがたい話なのですが、プラズマ発生の機械をつかって売る企業の誘致という考え方をすると、機械の販売に対する市場性というか、そういうこともこの中でやっていかれないと、企業立地には結びつかないのではないかとこのように思いますが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員がおっしゃるとおり、この販売戦略においては、抗酸化イチゴのマーケットと同時にプラズマの照射装置の試作機もつくりますので、そちらの試作機の販売のニーズも同時にとっていくということでございます。特に、現在、農協

のイチゴ部会と事前に説明会をしたところ、抗酸化値を高めるというよりも、無農薬的にプラズマを照射することで葉ダニ等々の滅菌・殺菌の能力、こちらのほうに現場の農業経営者の方々からは要望を受けておりますので、そちらのほうは名古屋大学の教授が同席してヒアリングを受けておりますので、装置の開発と抗酸化イチゴ、これにつきましては機能性食品の拡大というところも狙いまして、ほかにも使えるようなところも模索していきたい、このように思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 1番、足立君。

○1番（足立初雄君） チョウザメの養殖については、余りその機械が売れないのではないのかということを考えていたわけではありますが、イチゴあるいはイチジクとかそういう農産物を生産している農家が対象になるとすれば、かなりの機械が売れていくのではないかと思います。ただ、それはやはり使い勝手がよくて、価格が安くてという、そういういろいろな要素がこれから必要になってくると思いますけれども、そういったところも考えて機械の開発、こういうことに私も期待をいたしておりますので、よろしく頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいま足立委員のおっしゃるとおりでございます。前回の先行型につきましても、町内のセキアオイテクノ等々が開発のほうに参画しております。安価に装置が提供できるよう、現在努力をされておられます。我々もそのように安価で高品質なものの開発を名古屋大学のほうにお願いをしているところでございましたので、委員のおっしゃるとおり鋭意努力をしていく所存でございます。

○議長（浅井武光君） 足立君の質疑は終わりました。

10番、大嶽君。

○10番（大嶽 弘君） 今回の次世代産業創設8,000万についての1点確認だけお願いしたのですが、この8,000万というのは既に確定して通知が来てるものなのか、全く絵に描いた数字なのか。それと、今までいろいろこれができることを想定して費用をお使いになったものがあるかと思うのですが、それがもしこの事業が不採択になったときには、その費用というのは全部幸田町で負担になるのか、そのあたりの見解、見通しを1点確認させてほしいです。

以上です。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） ただいまの最初の説明でございますが、採択は3月の中旬を内定というところで伺っておりますので、現在のところはまだ未確定というところでございます。

次に、もし不採択になった場合、町費は持ち出しとなるかということでございますが、こちらのほうは名古屋大学のSIDCと幸田町で協定書を結んでおり、前回の先行型の事業の研究につきましては名古屋大学のほうで継続的にやっていただくということをお聞きしておりますので、現在のところは町費の持ち出しは想定はしていない状況です。

○議長（浅井武光君） ほかに。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） まず、町債についてお聞きをいたします。

先ほどの財調の残高ということで、3月の補正後にかかるのが26億587万円ということでございました。減収補てん債を加えてですね。それで、お聞きするわけでありまして、減収補てん債を16億というふうに見込んだその額についてお尋ねすることと、また、この16億円というのは借金であります。そうした点で、この一定のルールがあるというふうにするわけですが、これについて説明がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） それでは、まず減収補てん債16億の借り入れということのこの根拠でございますが、減収補てん債につきましては、交付税算定で用います法人町民税の標準税収入額ですね、この額が大幅に減ったときに借り入れができるということになっておりまして、その標準税収入額が17億7,000万という標準税収入額に對しまして、ことしの27年度の法人町民税の調定見込みが1億6,000万しかないということで、その差額が16億ということになりますので、その16億を借り入れを行うというものでございます。

それから、借金のルールということでございますが、基本的に今の起債のルールにつきましては、建設債、通常5条債と言われますが、そういった建設事業に限って起債を起こすことができるということになっておりますが、この減収補てん債に関しましてはその特例ということで、交付税のかわりに起債ができるというルールになっております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 数字のマジックによって財調がゼロということから一転して減収補てん債による借り入れによって、28年度9億円を繰り入れをした結果、当初で17億1,800万円ということになるわけでありまして、しかしながら、この16億円は返済をしなければならないということでありまして、これは何年というめどとしてはどれぐらいのめどかということと、それから、今はマイナス金利という状況の中で非常に低金利になってきているわけでありまして、この金利というものに対してはどれぐらい見込まれているのかお尋ねしたいと思います。

次にお聞きをしたのが、国民健康保険につきましてでありますけれども、国保の支援分、これが一般会計のほうの補正で受け入れてきているのかどうなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 今回の減収補てん債につきましては、この時期の借り入れということでございまして、また減収補てん債につきましては縁故債、市中の銀行で借り入れを予定しております。借り入れの年数といたしましては、1年据え置き10年償還を予定しております。それから、現在マイナス金利ということで低利で借り入れということをご期待しておりますけれども、昨今もかなり低い金利、例えば国の財政融資資金こういったものも10年ですと0.1%ということでかなり低い金利にはなっておりますが、市中でそこまで低い金利で借り入れるかどうか分かりませんが、それに近い数

字で借り入れたらというふうには考えてはおります。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国民健康保険への繰入金の御質問でございます。支援分についての繰り入れというのですか、歳入についての予算化はされてございませんけれども、国民健康保険の基盤安定基金保険者支援分という形での歳入については予定をしているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険につきましては、保険者支援として国が1,700億円の活用を前提として、保険税の引き下げということで全国でも広がってきているわけでありまして、この保険者支援というのがまず12月に交付額の概算があったということで、その最終的なものが3月末までに精査して全額を支援するという内容になっているわけでありまして。それで、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があるというふうになっているわけですが、幸田町ではこの支援分総額というのがわからないということなんでしょうか。きちんと国のほうではこのようになってきているわけですので、これは一般会計で受けているわけでありまして。その額がなぜわからないのか、その根拠についてお答えがいただきたいと思っております。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 今回、補正で上げさせていただきましたところでは、国のほうでは国民健康保険基盤安定負担金保険者支援分ということで1,644万4,000円。それから、県のほうとして同様な形で基盤安定基金ということで1,231万円が今回歳入として受けまして、これを国民健康保険特別会計のほうに繰り出しをさせていただくという形でございます。特別国のほうが保険料の支援分ということではございませんので明確ではないですが、これは保険者間の均衡を図るという目的で追加をされたものでございますので、今回の金額がプラス分で1,644万4,000円になりますが、全体の確定見込額としては国のほうが2,594万4,000円が安定化基金という負担金という形で繰り入れられることとなります。また、県のほうは、これは保険者の支援分という形で受け取りまして、その金額につきましては、822万か1,230万の中に含まれているということで、県のほうの保険料支援分という形で全体総額は1,297万という形の決算になるということでございます。全体の保険者支援分としてになりますが、国と県と合わせますと、先ほど言いました額を合わせて2,500万と2,290万を合わせますと、それと町が負担する分がございまして、それは県と同じ額、1,297万2,000円になりますので、これを合わせますと5,188万9,000円が、国が言っております保険者の支援分という形に相当する額というふうに御理解いただければと思います。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、総額で5,188万9,000円が保険者支援分として国、県、まあ町も入っておりますのであれですが、保険者支援ということで総額であります。それで、一般会計から国保会計へ繰り出すお金が3,570万9,000円ということになってきておりますけれども、また国保ではお聞きをするわけであり

ますけれども、しかしながら、これが保険税への負担軽減ということには幸田町はならないということで理解をするわけでありますけれども、しかしながら、国としてはこれは一般会計の繰り出しの負担を軽くし、そして国保会計においての国保税の引き下げにはつながらないというのが幸田町の国保ということで理解をするわけでありますけれども、それでよろしいかどうかということであります。

次に、障がい児通所給付費、これが1,750万円歳出のほうで出ておりますが、30人から50人に増加したよということであったわけですが、この通所給付費につきまして当初見込み、これがなぜ20人もふえてくるというようなことを見込めなかったのかということでありますけれども、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） まず、国民健康保険の繰り出し、保険者支援分の関係でございますけれども、これにつきましては、安定的な運営を図るという意味で運用させていただいているところでございます。まだこれにつきましては、既に28年度の保険料の算定につきましてもこれを含まず考えているということでございますので、現在の料率それから額というのは27年度並みで28年度も推移していくというふうに考えております。ただ、これにつきましては、町においても安定を図るための8,000万というのを持ち出しているということでありますので、全体での保険料の安定化を図るという形の財源としては使わせていただいているということでございます。ただ、これにつきましては、早くても29年での影響というふうに考えておりますけれども、将来的には平成30年に県下一本の国保という形が待っておりますので、その段階で保険料が大幅に増額しないような対策の財源として私どもは考えているということでございますので、将来的に安定して保険運営をする、被保険者の方についても安定した税負担という形をお願いする形で今考えているところでございます。

もう一つ、障がい児の放課後デイサービスの費用のことでございます。人数につきましては、30人から60人という形でふえているというのが現状でございます。本来、27年度の予算をつくる際にもう少し増額した形でふえる見込みで策定するのが本来だったと思いますが、27年度の予算策定のときにここまで伸びるというのが正直なところ見込めてなかったというところでございます。25年、26年とだんだんふえてはいたわけですが、27年度の予算の見込みが少し甘かったというのは正直なところでございます。したがって、実質予算的には倍額ほどになっているわけですが、これにつきましては、国、県の補助も受けまして運営できるようになっておりますので、補正という形で対応させていただくと。これにつきましては、28年度に向けても現状の実績を踏まえながら、適正な予算を組むという形で現在事務のほうは進めさせていただいているというところでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 障がい児の通所給付につきましては、やはり年々増加傾向にあるということではあるわけですが、これが倍にふえてくることの見込みが甘かったということではあるけれども、当然これは小さいときからの経過等を含めてみれば予測されることではなかろうかというふうに思うわけですが、それが倍にもふえ

てくるというのはちょっと異常じゃないかなって、見込みが相当甘かったということ指摘せざるを得ないわけでありますので、やはりこうした点につきましては、十分通所できるようなそうした体制づくりというものも必要になってくると思いますので、そうした点での見込みというのは見込み誤りのないようにすべきではなからうかということが指摘できるかというふうに思います。

次に、先ほどから問題になっております低温プラズマにつきましては、8,000万であるわけでありますけれども、これにつきましては名古屋大学のほうにまた丸投げをする。それと同時に、販売促進についてはJ Aとニューフーズに投げていくと。こういう予算立てで2本立ての内容になっているわけでありますが、国としてはこうした事業につきましては、成果算定を2019年度までに5割を目指すというような方向性が出ているわけですが、そのように理解してよろしいかどうか確認のためにお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 予算の見積りの甘さということを御指摘をいただきました。27年度全体としましても、25年度実績を踏まえながらかなりの増額をしたところでございますけれども、まだまだ甘かったという点では、今後その内容につきましては十分精査をして、予算策定に取り組みたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員がおっしゃるとおり、今回の過疎化交付金についてもK P I重要業績評価指標というのがございます。まず、29年3月までの指標値として試作開発件数を1件、そして平成32年3月までの指標値として試作開発件数4件、このようなところを現在内閣府に実施計画の中に入れて、コンペ方式にエントリーをしている、そういう状況でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） やはり、こうした次世代産業創出事業におきましては、まだ海のものと山のものともわからないという中で開発を進めるという中で、これは本来私に言わせれば国が行う事業ではなからうかというふうに思うわけでありますが、それが一町の対応でやっていくということからするならば、これはやはり本来ならば住民の福祉向上もやっていかなければならない事業も含まれている、国の先行型にしたらそういうものもあるわけですね。ところが、幸田町では新しい新産業の創出という形の中で一本化して取り組むということで、非常にそれは税収増につながり、あるいは企業立地にもつながるという中で企業立地課が実施をしているものでありますけれども、しかしながら、これが5割を目指すということからすれば、こうした成果というものをどのように見られているのかという点で策定業務をやられているわけでありますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、幸田町につきましてはものづくりの町というところでございまして、国は地方版総合戦略で各自治体の取り組みの先駆性

を高めて、レベルアップの加速化を図るところをイメージし、今回の地方創生加速化交付金もつくってございます。よって、独自性のある、そして産学官連携のある、そういったところで幸田町の今回の低温プラズマが国の42の推奨事業の一つに選定をされたということは、委員のおっしゃるとおり、国が本来は進めるところを名古屋大学と連携をしており、また協定書も結んでいる幸田町の今回の事業について大きく評価をいただいて採択を受けている、かように思っている次第でございます。そして、なおかつ今後の成果につきましても、新型交付金等々を国が用意しており、そちらに向けてもまた先駆的なものを継続することによって、国としっかりと理解をしていただきながら新しい新産業創生に向けて努力をしていく、そのように思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この先駆的な事業ということで国の42の中に選ばれたということでもありますけれども、こうした新産業につきましても、国が取り組むということで打ち出しているわけでもありますけれども、そうした点で、これからもこの事業の継続性というのが出てくるのかということでもありますけれども、例えばめどとしてどれぐらいなのか、それとも2019年がめどなのか、名大と協定を結びながらずっとこのように支出をする事業になっていくのかどうなのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 委員のおっしゃるとおり、先ほど申しましたKPI重要業績評価指標の今回のゴールは平成32年3月というふうになっている次第でございます。こちらのほうも先駆的な事業であるならば、また特別交付金等々の当てがいが聞いておりますので、我々とするとも町費を使うことなく国費補助にて先駆的な事業を推進し、町内の企業等々と連携をしながら新しい新産業創生に向けて努力を継続していく、このように考えている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 丸山委員の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、昼食のため休憩といたします。午後は1時から会議を開きますので、お願いをいたします。以上です。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 歳出の土木費についてお伺いしたいと思います。

道路新設改良事業ということで460万、これが先ほどの説明ですと大草地区で地権者の協力、理解が得られず、全額が減額ということになっております。大草地内のことでありますけれども、よくわかりませんので知っておきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 都市計画費の中の道路新設改良費ということで、これにつきましては地区計画道路の道路改良という予算でございます。その中で工事費と補償費が4

60万ほど計上してあったんですけれども、用地の協力がいただけなかったということで今回減額ということでございますけれども、都市計画で取り組んでおりますこの道路につきましては、地区計画道路という都市計画法が12条の5に載っておりますけれども、いわゆる市街化区域に編入する際に、通常ですと区画整理事業をとり行うわけですが、区画整理事業が行われなかったところに関しては、もう一つの方法として地区施設を都市計画で定めておいて、それを建築と同時にセットバックしていただいたり、また寄附をいただいて整備をしていくという制度でございます。平成12年の10月、いわゆる町民会館周辺のハピネス・ヒルとかJAの憩の農園などを市街化区域に編入したときに、その地区を18ヘクタールほどですけれども地区計画の区域として定めたということでございます。そういった背景の中での道路が実はこの18ヘクタールの中に16本ほど道路計画がございます。ほとんどが現在道路が5メートル弱のところを6メートルにしていこうという、いわゆる1メートル強の拡幅をしていこうという道路でございますけれども、当該この路線につきましては3号道路という、いわゆる1番から16番までのうちの3号ということであるわけですが、この3号道路につきましては、市街化区域と調整区域のいわゆる境界線にある道路ということで、その境界線にある道路を市街化区域側に1メートル強拡幅していくと。この制度は用地買収をする制度ではなく、用地を寄附していただいて、寄附していただいた暁にはそこを道路整備しましょうという道路整備事業と。これは、寄附の背景には区画整理事業で行われますと減歩という形で何パーセントか、例えば30%程度の減歩がかかるというようなところですが、ここについては減歩がかからないかわりに用地を寄附していただくという形での制度でございます。そういった部分では、用地を寄附していただいた暁に道路を整備していこうということで、この3号道路につきまして当初予算に載せて取り組んで、また地元の大草区からも要望がありましたので取り組んでみましたが、結果的に協力していただいた方もいらっしゃいますが、一部の方でどうしても市街化との堺の道路ということで、市街化区域側に広げているものですから両側折半ではないのかというような形で、そういった御理解がなかなか得られずに今回予算を見合わせたということでございます。今後、こういった部分につきましては、用地協力を引き続きお願いしながら、また建物を建てかえるときとかそういった部分では必ずこれは都市計画につけられていますので、この分のセットバックは必須のものでございますので、その辺はその時点で整備をしていくということで考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君。

○9番（酒向弘康君） 都市計画の計画どおりいかなかったということでありまして、部長が言われたように、計画というのは変更できなくて進んでいくということなのですが、今後また継続あるいは仕切り直しでやっていかれるということなのですが、見通しというか、どういった今後進め方をされるのか、最後にもう一点お聞きいたします。

○議長（浅井武光君） 建設部長。

○建設部長（近藤 学君） 今、こういった形で今年度につきましては見合わせた状態でございます。来年度も引き続き粘り強く、これは地元大草区の方、役員様方とも相談しながら取り組んでいきたいと思いますが、既に協力いただいた方もこの路線の中にはござ

いますので、来年度予算の中では協力いただいたところだけでも、もちろん途中では難しいので起点側からとか終点側から途中までの整備を何とか取り組みながら、また地権者の方もそれをするによってなかなか協力いただけないことが明らかになってしまふといけないものですから、その辺もしっかり説明させていただきながらできる範囲で整備をし、また協力いただける範囲のものを取り組みながら、地権者の方に、これは計画で位置づけられたものですので、なるべく早くこういった完成した道路にしていきたいというふうに考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（浅井武光君） 9番、酒向君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 久方ぶりに年度末清算の補正予算で活発な議論がございましたよね。

この議論をあなた方がどういうふうにとめているのかと。まず、こちら辺は問いたいですよ。年度末にきて年度末清算だと言いながら、その内容は多岐にわたる。多岐にわたったときに議会に対してきちんと説明責任を果たしたか。果たしてないからこういう、果たしたからって全部今の質問が出ないということをお願いするつもりはない。必要にして十分な説明責任を果たしていれば、町長の施政方針で言われているように、行政の透明化だといってね、行政の説明責任を果たし、透明性を確保してきますわといったって不透明のガラス張りだ。幾らやってもすりガラスはすりガラス。こういう中で議論が重ねられてきた、そうした中で議員の側から説明がされてくる。そういうのは当たり前ではあるけれども、その前段としてあなた方自身が必要にして十分な説明責任を果たさずに、必要にして不十分な朗読会で終わっている。これは真摯に受けとめて、やっぱり改善をしていく。こういう取り組みをしなければならぬということをまず冒頭に申し上げて、本題のほうに入っていきます。

繰越明許で例によって名大の関係の次世代だと、8,000万円だよと。私はその前に5,000万円を豊根村に、キャビアだと言ったけど実際には5,000万円が豊根村に全部わたったか。わたってへんじゃないの。そういう説明をやってきたか。やらないで都合のいいことはたあたあたあ言いながらね、悪くなると口をつぐんで、いや、これは先駆的事業ですわ、先行的ですわと言ってごまかしているのが企業立地監のあなたの知恵だ。極めて知恵が悪い。その知恵の上に悪がつくと、悪知恵と言うんだよな。そういう点からいくと今回の8,000万円についても、結果的には国からの予算をトンネルで名大やそこら中に散らばしてる。幸田町の予算からいけば、トンネル予算で水ぶくれの予算をつくったということなんだ。そういう行政をだっと進めてきてる、それが先駆的な事業ですよ。こういう今の行政のやり方について、まず町長、あなた自身はどう思っているのかと。先駆的な事業だ、これは取り組むべきだと言いながらトンネル予算ですよ。トンネル予算で、結果的には名大だあるいは先駆的な事業だ、こういう形で愛知の工科大学だという形で、パッパ、パッパとやっていく。そうしたときに私から言えば、地に足をつけていない行政と財政の実態が今回の繰越明許。そして、9月の5,000万円の補正と、そういう実態にあらわれているのではないですか。町長自身はどういう認識を持っておられるのか答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今回の3月の補正に際しましていろいろな件が出ておりまして、十分な説明がされてなかったということにつきましては申しわけございません。先ほどの次世代産業創出とか豊根村とのジョイントの問題につきましては、新たな取り組みとして幸田町の従来の方法ではなくて、国の予算をいただきながら幸田町の活性化、それから地域の活性化にそれを使っていこうということでございます。豊根村のチョウザメの関係につきましては、今あちらでは工事が入っておりまして、水槽もつくっております。聞くところによりますと、豊根村も議員の皆さんが見にいかれるという話もちらっと聞いておりますけれども、要は、私どもは機械をつくるための5,000万を地域の企業に十分にそれを出して、名古屋大学との新たなプラズマの機械をつくって、それを各町内の企業がつくって、それをいろいろなところで売っていくという幸田のものづくりの一つであります。豊根村におきましては、その機械を使って、3年ぐらい早く大きくなるようなチョウザメをつくって、キャビアをとって、それを豊根村の産品として売っていくということで。石破大臣も幸田町と豊根村がそういうジョイントをする、お互いに今1,300を割って1,100ぐらいになってしまった豊根村ですけれども、それを助けながらやっていくというのが、石破大臣は非常にこれは地方創生の一つだということでお褒めをいただいております。これは一つの実証として今やっているところがありますので、今後、チョウザメのものがどのような形で新たな化けたものになっていくかということにつきましては、今後とも大いに注視しながらやっていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど企業立地監が申しあげました8,000万の件につきましては、幸田町の町内で例えば抗酸化イチゴの実証実験をやるということで、その何千万というお金につきましてはリスク回避、その農業者に対してもしそれが順調な形で育たなかった場合についての保障等も考えながら全体を考えて、その実施をしていただける農家とタイアップしてやっていきたいということでございまして、ただ、予算上ではトンネルというふうな言い方をされますけれども、実態はそのような形で名古屋大学何なりにお金をつぎ込んでいくわけでありまして、町内ではそういう企業、農協さんとか農家の人に対して保障をする意味では、そのお金は町内では使っていきます。新たに産品としてはイチゴだけではなくてイチジクだとか柿だとかいろいろなものにも応用がきくであろうということ。お米もそうです。いろいろなものに応用がきくということで新たな次世代の産業の創出に努めていきたいということでございますので、伊藤委員がおっしゃるように、ある意味では名古屋大学に研究費を差し上げて、その得た研究の成果を幸田町にいただきながらやっていくという形になろうかと思っております。すぐに効果が出ない部分もございまして、これも一生懸命やって、幸田町のさらなるものづくりの町として浮かび上がるように頑張りたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 議員が言われた最初の質問でございまして、前回の上乘せ交付金の5,000万円でございますが、これは幸田町はあくまでも試作品と製品開発を名大と町内外の企業と連携をしてやっていく。豊根村さんは豊根村さんで、5,000万円先ほど町長が申されましたチョウザメの施設等々に5,000万円、実証の現

場を5,000万円で豊根村さんは独自で国からいただいたお金でやっている。そういう配分を連携事業として総額で1億円で、幸田町5,000万円、豊根村5,000万円で先の先行型の交付金につきましては、予算の配分がされているというところをよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よろしく申し上げますじゃないでしょ。要は、あなたは9月のときに5,000万円は豊根村の水がきれいなところにチョウザメで養殖するから池をすくってそこでやっていくよという、それが5,000万円だという説明ですよ。それ以外の説明は何もしてないですよ。ということともう一つは、先の午前中の議論の中で、8,000万円については交付決定がされておりませんよと。3月の中旬でございしますが、例えば交付決定がもれたときには町がその分を補填するのか、いや、補填はしませんと。補填はしませんけれども、そういうことについては名大が自分たちで勝手にやればいいじゃないかと。名大が勝手におやりになりますよということですよ。そういう答弁でしたよね、あなた。だったら、何で幸田町がやらなあかん。町長はトンネル予算じゃないと言っておきながら、トンネル予算だと。トンネル予算でトンネルがふさがっても名大のほうには何も痛くもかゆくもない中で、幸田町がものづくりの町だという形でやってる。こういうことに対して町の活性化だ、地域の活性化だという言葉は言われても、イチゴでいけば非常に大きなイチゴになって一つの目方はふえるけれども、収穫量全体は減っていくわけですよ。そうでしょ、もうそういう結果が出てる。結果が出たときに、いいことばかりばあばあばあばあ言っ、これがそうですよというやり方というのは公正さに欠けるし、町民に要らぬ混乱を与えませんか。そうしたときに町長は、あとの保障の問題も、これは次の町のほうのこれは予算化していきますわというのは、こけたときには傷の手当ては町がやりますよと、こういう町政でしょ。そうしたときにあなた方自身がきちんと議会に説明したのか。議会から問われれば、しょうがないな、そこまで知っているならしょうがないわとちびちびちびちび、それも小出し、小出しだ。そういう点で極めて才が長けてるのはあなただ。いかにごまかしていくかと、そして自分の趣旨を身体を受け皿はどうするかというところまで、皆さんいつてるんですよ。そういう形の中で名大の問題が出てくる、チョウザメの問題が出てくるという形は、あなたにとっては本意か不本意かは知りません。しかし、今あなた方が進めている地域の活性化だ、町の活性化だ、ものづくりの町だというものが町民の支援を忘れた軸足のつけ方ではないですかということを指摘してるわけなんです。そうした点ではどうですか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） まず、委員が言われたように、イチゴの収量は抗酸化イチゴになりますとストレスを与えながら抗酸化値を高めるものでございますので、収量は確実に落ちるということでございます。こちらは先に行われたイチゴ部会等々の説明においても私のほうから説明はさせていただいて、一定の理解はいただいているところでございます。

それと、次の委員からの御指摘でございますが、これは先行型の上乗せも今回の加速型もあくまでも国のコンペで行われるということでございます。国はあくまでも先駆性

のある事業を選択をされるということでございますので、先駆性があるということは町内の企業、そして農家の方々にも将来に向けての可能性を、国のお金を使わせていただいて幸田町でものづくりの製品をつくり、豊根村さんは観光材料となるチョウザメの養殖等々で先駆性を持っていく。こういう両輪があるというところで、内閣府から先ほど申し上げましたが、42の推奨事業の中の一つに選んでいただいた、かように思っている次第でございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 自説というのかな、俺はこれだけだといって自慢話はするけど、私が何を聞いたかわかってるか。わかってるか。うんうんって言ってわかってるなら何でそういう説明をしないんだ。何でそういう説明をしないんだ。9月の5,000万円そのものがあなた方の説明は、豊根村でチョウザメを養殖するために使いますよという説明でしたでしょ。そんなところで首をひねったってあかんがや。皆さん、見てる。それがいつの間にか何かおかしなところにいっちゃってるじゃないかというのは、説明責任の問題も含めて、議会を議員をちょうらかしても今の議会は何とも問題言ってこない、みんな仰せのとおり、仰せのとおり、ものづくりの町長はすばらしい町長だといってよいしょよいしょしてるだけだ。そういうのが今回の中の町政の一つとしてあらわれてると。これについてはちゃんと答弁をしていただきたい。

次に移ります。補正予算の説明の中で、町長はこの補正予算は決算を見込んだ補正予算ですよということであります。これは税務か総務かどちらかでやる。9月に法人町民税の減額補正がされて4億3,000万円、これが現計予算ですよ。そうしますと、28年度の当初予算と9月の補正予算とそれを差し引きしますと4億7,000万円の差がついてる。そうしたときに、先ほど町長が言われたこの補正予算は決算見込みですよということを言われると、補正予算の法人町民税の4億3,000万円はこれでよしということになるわけですが、そういう理解でいいかどうか。

○議長（浅井武光君） 企業立地監。

○企業立地監（志賀幸弘君） 今回の前回上乗せの5,000万円でございますが、協議会等々で私の説明の仕方が悪く、議員の理解に非常に不安を与えてしまったということは深く反省をしながら、幸田町の試作品の製品開発、豊根村さんの現地の実証実験、これもあわせて今回もし国から採択を受けた暁には、また加速化のほうで全国に珍し先駆的な取り組みに努力していく予定でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） 税の見込みでございます。委員が言われるように、最終の予算は法人の関係は4億3,000万ということで現在は現計予算になっております。最終の見込みということでございますが、若干のプラスはあるというふうには見込んでおります。この3月補正を編成するに当たり、1月の段階で予算編成を行ったわけでございますが、その時点では若干3,000万円ぐらいのぶれがあるかもしれないということはありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） なぜ私がそういうことをやるか。結局あなた方は最終の補正予算ですよ、決算見込みの補正予算ですよと言いながら、決算のときには決算書の中で予算外予算というのが出てくるわけでしょ。つまり、予算を議会で議決しない予算、議決をした後、あるいはする前から初めからね、わかりやすく言えばもう。3月補正の段階でも要は帳じり合わせをするだけだもんな、3月に。そうすると、帳じりで合わない部分は留保財源で持っているわけだ。それが予算外予算という形で決算のときに出てくる。これも今回はどういう決算になるかは、それは決算見込みだって言ったって、決算はうってへんわけなんでね。そうしたときに、留保財源の見込みはどれだけとっているんですか。

○議長（浅井武光君） 総務部長。

○総務部長（山本富雄君） あくまでも、これは1月の予算を組んだ時点でございますけれども、税全体でプラスの部分、マイナスの部分がありまして、全体では3,600万ぐらい。税目別でいきますと、個人の町民税で700万ぐらい出るのではないかと、それから法人についても3,000万ぐらいは出るのではないかという見込みはありましたけれども、その辺は多少のぶれがあると。今は3月になったこの時点で多少のぶれはしているということで、現時点で6,000万円ぐらいの留保があるのではないかというふうには見込んでおります。これはまだ最終的には決算ではないですので、もちろんこの辺は変わる可能性はありますけれども、現時点ではそれぐらいトータルで、税全体で6,000万ぐらいと今は見込んでおります。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回、あなたは、27年度については最終で留保と言われるものは6,000万ぐらいだよということを言われた。過去には1億を超えていたわけですよ。これは初めから計画的に留保財源だよと。留保財源というよりも差し引きして歳入と歳出を帳じり合わせないとあかん。しかし、歳出で事業をばっとこれを余すわけにいかんという形の中で、現計の事業の関係で帳じりをちょろちょろと合わせても、1億を超える歳入見込みがあってもそれは予算に計上せずと。予算に計上せずというのは議会の議決を経ずに決算を打ちちゃうと。そういうあしき傾向がずっと続いているんですよ。今回もそうだろうなと。そういう関係で今あなたの答弁をいただきたい。あなたでいけば、町税の関係で6,000万円ぐらいの留保財源が見込めますわなということで、それは決算のときにしっかり検証させていただきます。

ということともう一つは、これは町長に答弁いただきたいのですが、この施政方針の中ではうたわれておりませんが、過去からあなたの持論として声高に言ってきたのは、プライマリーバランスと。プライマリーバランスでとってさんざん言われてきた。じゃあ、私はプライマリーバランスの関係からいけば、ずっと地方交付税の不交付団体になった以降、プライマリーバランスで指摘をされるような幸田町の財政状況にはないということなんです。町長の言われるプライマリーバランスとは、借金がどんどんふえてくると。その借金残高で財政が立ちゆかなくなるから借金はしないよと。現にやってこなかったわけだ。借金経営が健全財政かといったら、いや、私はそういうことは申しませんわと言っておきながら今までやってこなかった。今度は減収補てんで16億円で

すよと。じゃあ、あなたが言ってきた今までのプライマリーバランスというのは何なのか。そのときそのときで議会をちょろまかしたり、町民に脅しをかけたりと。都合のいい言葉でプライマリーバランスを使われてきたけれども、そもそもプライマリーバランスとは何なのか。まず、そこら辺の解明をいただきたい。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 伊藤議員が減収補てん債というのは、20年にも減収補てん債っていうのはやっぱり借りておりますので、今がそういうことではなくて、それをしっかり返還しながらまさしくプライマリーバランスになってくるわけでありましてけれども。幸田町が不交付団体になったのは、昭和60年から不交付団体でずっときております。これは本当に画期的な町だなというふうに、先人がそのように一生懸命やってこられた形が現在も続いているということでございます。プライマリーバランスは、要するに税が入ってくるのと出していくものが互いに大きな差異を持たないでバランスよくやっていけば、それが一番いいだろうというふうに思っております。英語と日本語の解釈の仕方でありましてけれども。さらにそういうバランスをとって、幸田町の行政、経営というんですかね、それをやっていこうと、そんな気持ちでおりますので今後につきましても、借金はしないなんていうことは一回も私は言ったことありませんけれども。借金をしながらうまく資金を運用しながらやっていくのが普通の会社でもそうです、借金経営なんていうのはあり得ない。借金しながらそれをうまく回してやっていくことがやっぱりプライマリーバランスといいますか、そういううまい経営の方法だろうというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 減収補てん債は平成20年というふうに言われましたか。

○町長（大須賀一誠君） ごめんなさい、21年です。

○14番（伊藤宗次君） 計算が合わないよ。要は、私が20年か22年かということは、あなたが町長になる前に減収補てん債、さらには財政対策債というのも借りていたわけだ。けども、財政対策債は不交付団体にはやらへんと制度が変わったわけだ。財政対策債にしても減収補てん債にしてもうまいところなんだ。おいしいけれども、それはやらへんよという形で減収補てん債しかないよと。ないと言ったときに、あなたが今答弁したのは私の在任中だというような感覚で物を言われた。それはちょっとおこがましいよ。ということですよ。要は、プライマリーバランスというのは、歳入から起債を引く。歳出からは公債費を引く。そうした中でバランスがとれているかどうかということなんだ。起債はまた別な、起債を言うならば、起債残高と当年度の起債額、それを差し引くだけだ。2つあるんですよ、プライマリーは。あなたは一緒にしちゃって、プライマリーバランスだということで借金を敵視してきたわけですよ。そういう形で仕事をやらない、金もつからないという形の中で、いや、財政が厳しい、財政が厳しいと言っておきながら、ここへ来たらころっと変わっちゃった。いや、財政対策債を16億円やって、財調を積み立てて、それはほかに大きな事業があるじゃないかということをやったら、じゃあ、今まで何をやってきたのか。何もやってこなかったじゃないか。こういうことの繰り返しの中で、いよいよ差し迫って幸田中学校だ、北中だ、あるいは子どもの支援、岡

崎へになって、つまらないところで金を使うなと思いつつ、そういうふうにならざるを得ない中であなたが今まで言ってきたことの軸足関係からいけば、プライマリーバランスというのを町民を萎縮させるために、議会を萎縮させるために都合よく使ってきた言葉じゃないですかということをお願いする。

○議長（浅井武光君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 都合よく使っているなんて思っていないのですけれども、要は今までも箱物はやらないということで4年間通しました。それは、借金を三五、六億ぐらい借金を減らしました。それで、結局今までのままですと公債費率も高いし、いろいろな面で全て高いということ、それから町民会館の借金も終わりました。ということで、財源をしっかりと確保して、次のステップに進もうということでやってきてますから、決して何もやらないでいたということじゃなくて、幸田町の財源を安定化させるがためにやってきたということでありまして、40億ちょっと減らしております。そういうことで地方債の現在の高でおきましても、そういう健全な財政運営をやるということであえて苦渋の策、私も、おまえ何もやらないのかという伊藤議員と同じようなことをやり合いました、しかしながら、財政の基盤を安定化することがまず第一であるということ、そういうふうにならざるを得ないから、要るものはつくっていきますということは議員の皆さんからも御質問があったものにつきましては御回答したことがあるかと思っております。今回は、学校として小学校も要るし、中学校もふやさなければいけない。子どもがふえてくるから子どもの対策をするものについても箱物をつくらなければいけない、そういう意味で箱物につきましてもしっかりとやっていこうということでありまして、財源の確保が最優先したということで御理解をいただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかに意見がありましたら、いいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第20号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第21号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 一般会計でも申しましたけれども、国が進めております保険者支援約1,700億円、今回平成27年度は1,660億円ということでありましたけれども、これが今回のこの中の繰入金の中で国保の財政調整基金の繰り入れ、これを取りやめているわけでありまして、そして、この財調の繰り入れを取りやめたことによる平成27年度補正後の残高は幾らになるのかということでありまして、先ほどの質問の答弁では、安定した運営を行うために平成30年までの広域化の保険税の大幅引き上げ、これを上げないような手だてとした財源を確保すると、こういうようなことを言われたわけでありまして、しかしながら、広域化に当たって非常に国保税の引き上げが懸念をされるということで苦慮されているということはわかるわけでありまして、しかしながら、国保税の引き下げというものが今現在厳しい中で、全国各地では保険者支援ということで保険税

の引き下げという手法を用いながら住民負担を押しえていく、この取り組みもしているのも事実であります。ですから、そうした点で幸田町との運営と全国各地で行われている運営は違うわけでありますので、そうした点においての国保の財調残高をお尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 基金の残高ということでございますけれども、26年度末になります、1億1,410万9,325円というのが残高になります。これに27年度の一応取り崩しということで3,200万を予定をしております、それと積み立ての70万を差し引きしますと8,270万強というのが予定ではございましたけれども、取り崩しということを行わないとなりますと、27年度末で1億1,400万強のものが残るといような形の結果になるのではないかと考えております。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この補正を受けて、毎年保険者支援というのが約1,700億円を国のほうからあるようでありませぬけれども、こうした保険基盤の安定のためにこれからも財調への積み立てで、それと同時に、一般会計からの繰り入れを押しえるという中で国保運営に当たっていくおつもりなのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 先ほど1億1,400万と言いましたけれども、300万ほど繰り入れる予定でありますので、実際は1億1,100万ちょっとという形になるかということになります。それで、今後の基金の運用でございますけれども、国のほうから保険基盤安定繰入金が毎年入っております。大体安定繰入金としては1,900万ほどが安定的に入ってきてると。今回の特別対策として3,000万ぐらいがプラスになりましたので、今年度は5,188万ぐらいが安定繰入金になるというような結果になると思いますけれども、これにつきましては運営のバランスを見ながら、当然ながら最終的には余剰がありましたら、これを積み立てていくという形で考えております。それにあわせて、一般会計からの繰り入れを減らすということは今のところ考えてはおりませんので、通常の財政援助分として地方から繰り入れている6,000万から8,000万になったというような経過の中で、これはやはり繰り入れながらということで財政当局とも調整をしていきたいと思っております。したがって、一定の期間、基金積立金については現状維持またはプラスのほうで動いていくというふうに考えておりました、これを財源としまして平成30年のときには保険者の方が大きな保険料の引き上げにならないような財源として運営をしていきたいというのが、事務方としての考えでございます。

○議長（浅井武光君） 13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国からのいわゆる繰り入れの関係からいけば、政府自身は毎年1,700億円交付しますよという形の中で幸田町にも入ってきた。政府が言うのは保険者、いわゆる国保加入者の負担軽減につながるようにと、こういうことが厚労省から言われ

ている。言われたときに、なぜそういう対応をしなかったのか。午前中の質疑の中で国保の都道府県化、これは平成30年、2018年にやられる。そのときに市町村間の国保税に大きな差があつてはいかんよというような内容の答弁をされたというふうに私は受け取ります。もし、そういう感覚でおられるなら、それはまさに行政マンの考え方なんだ。行政マンの考え方だけども、国保に入っているのは町民だよ。町民の極めて厳しい生活の中で県下でも12番だ、13番だという高い国保税をとっておいて、国からのこうした支援金の関係も含めて、それが国が言うように国保加入者の負担軽減に生かされるよ、生かされないといけないよという形でありながら、片一方のこの補正予算書でいけば繰入金は3,800万円増という形で、財政支援の関係の繰入金は260万減だ。こういう対応をしているという点からいくなれば、まさにそれは行政マンとしての感覚であつて、町民の生活の基盤、足もとを見ずにそろばん勘定と言つてはいけなけれども、要は予算書の中でどう字面を合わせていくか、こういう感覚じゃないのか。なぜ国が言うように保険者の、いわゆる加入者の負担軽減に役立てるよという趣旨が生かされたものかどうか。そういうあなたの視点や観点はなかったのか。そこら辺は答弁いただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 加入者の方の負担の軽減という点でございますけれども、この間27年になりますけれども、軽減のところで2割、5割、7割があるわけですが、そちらのほうの所得要件の緩和ということでありまして、低所得者の方については2割、5割、7割の方が現実にはふえているということでございます。そういう面も含めてその財源が必要になってくるわけでございますけれども、そういうものについても安定基金について運用するというのが一つの目的でもございますので、そういう意味では全ての方が軽減ということではございませんけれども、低所得者の方については何らかの対策が講じられているというのも現状でございます。それと、将来的、中長期的に国保運用をどういうふうに見ていくかという観点で今回のような措置をさせていただいたということでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） あなたも賢いなと思ひながら聞いていた。2割、5割、7割は法定減免でしょうが。じゃあ、幸田町が独自減免をやつて、2割、5割、7割という法定減免以外で減免の対象者を拡大するために低減措置をとっているのか。2割、5割、7割という法定減免の枠の中でたまたま対象が広がりましたよと、だから私は軽減に努力しておりますよつて、そんなものはまやかした。多くの方がそのことによって救済されたというのは、幸田町の国保加入者の大半の人たちが2割、5割、7割という法定減免の対象者か。そうじゃないじゃない。だから、一面、法定減免を充実し、その対象についてはできるだけその対象を広げていく。これは当然のことですよ。狭めて、狭めて、軽減を四角四面で切り捨てるということではなくて、可能な限りその拡大に対してやっていくということは当然だと。しかし、加入者全体に及ぶような軽減を国はやれよといったときに何が一番効果があるのかといたら、これは今の何からいけば応能応益という国保税の負担割合の中で、応能という点でいけば能力がありという判定に。それから、

応益というのはひとしく受益を受けるからということで、誰でもかれでもみんな応益負担をかけられてくるという点からいけば、私はそういう応益割の負担を減らすようなそういうところになぜこの財源を使って、ひとしく国保加入者が1,700億円という国の財源措置に対して対応しなかったのかという点は、あなたの言われる2割、5割、7割だということにまぜ返しをせずに、私は正面から向かうべきだという点ではどんなふうに。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 国の財源の運用につきましては先ほど説明したとおり、そういう軽減の財源としても運用されるということでございますので、そういう意味で使わせていただいているという感覚でございます。ただ、応能応益割の問題につきましては、過去もたびたび御指摘をいただきまして、担当部局としても検討はしているわけでございますけれども、当面この30年に向けての体制の中で現状の形を継続しようというふうに思っているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話をまぜ返すなよな。だから、要は、2割、5割、7割はいいですよと、それは法定減免ですよと。法定減免対象外の人たちは、いわゆるその対象外の人たちが大半ですわ。そうしたときに、県下で12番目に重くて高い国保税を全体として下げるといったときに、その選択肢としては応益割という人頭割税というふうにも言われてる。生きてるだけでも受益があるんだ。空気を吸ってることは受益があるんだといって平等割、人頭割、世帯割だな。そういうところの負担を減らすことが、一つは負担軽減につながりますよと。それは全体に応益を得ます。2割、5割、7割というのは応能割。所得がある人間について所得の水準に合わせて2割軽減しましょうよ、5割軽減しましょうよ、7割軽減しましょうよという形で応能割についてはあると。しかし、応益割については、息をしている限り金を払えと。息をできるのは酸素があるからだ。酸素を吸うのは受益があるといって負担をかけてるじゃない。均等割だ平等割だといって。それを減らすこと、そのためにこれを使いなさいよという、具体的にどこで使えというね、応益でやれ応能でやれということは言っていない。しかし、加入者の負担軽減に役立てて使えよといったときに、なぜ法定減免が出てくるのか。そんなの出てくるわけじゃないのか。あなたが先ほど丸山議員の質問の中で2018年に国保が都道府県化をされる、そのときに市町村間の税額に大きな差があるといけないから、だから税額はいじくらないよというようなのは行政マンの感覚、庶民感覚はないということに尽きますよと。そうした点ではどう対応されるのかということなんです。この予算の関係も、後ほど来年度の当初予算の質疑もあります。当初予算を補正することは十分できるわけだ。そういう対応型も含めて、あなたの行政としての支援のあり方がどこに視点がいつているのかと。一つは法定減免だと、もう一つは国保の都道府県化だと。こういうところに視点がいついたら、加入者の生活の状況や負担軽減には何の知恵も及ばないというのは、私は行政マンとしては情けないなというふうに思うわけだ。そうしたことも含めて今回のこの補正予算の補正の内容からいけば、なぜこんな補正をしたのか。それが一番問われてくることなんだ。せっかく国が毎年1,700億円市町村にやりまし

よう、この市町村の1,700億というのは私は気に入らんわけだ。都道府県化にするためえの餌であることには間違いない。2018年になったらびたっと切ることはない。若干だっと減らしながらも一定続くであろうと思うけれども、そういう毒まんじゅうであるけれども、これを厚労省は加入者の支援に役立てろよといったときに、なぜそういう視点やスタンスがとれなかったかということは何回も何回もお聞きしてるわけ。まぜ返しをせずに答弁がいただきたい。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 保険料の確定につきましては、先ほども丸山議員のほうにもお答えしましたように、策定期間というのがございますので、今回増額があったとしても直接保険料にはね返すということは難しいということでありましたので、今回は全体の調整という中で補正はさせていただきました。将来的にはこの安定化基金の国からいただく部分についてどういうふうに運営するか、これで加入者の方たちの立場に立った視点でということでございます。特に応益応能割の観点につきましては、昨年の決算のときでもお話をしたかと思いますが、重要な課題だとは承知しておりますけれども、当面先ほど言いましたように国保の安定運営、それに伴って加入者の方も安定な形で保険料の納付がしていただけるというふうに考えておりますので、当面重要な課題とは感じておりますけれども、今のところ30年に向けては先ほど言ったような、国保全体の安定運営を図るという点を最重点にしながら運営をしていくという考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 国保の安定化と言へば、何でも通って行くのかと。国保の安定化を図るために繰り入れしていいじゃないの。基金から繰り入れる、あるいは一般会計から国保に繰り入れる。その繰り入れを含めて国保の安定化を図る。あなたの国保の安定化とは県下で12番目、11番目に高い国保税を安定的に維持すること、これが安定化だよというまさに行政マンの感覚。引き下げればいいでしょうが。県下の状況はもっともっと大変な状況のところもありますけれども、先ほど言ったように54市町村の、名古屋は除くものだから53市町村になってくるけれども、その中で12番目、11番目のランクに位置づけられて国保の安定化でございませうな。それを支えているのはあなた方じゃないですよ。国保に加入している人たちの余りにも重くて高い国保税を泣く泣く払いながら、そういう生活の実態になぜ目を向けながら負担の軽減を図らないといけぬのか。そうしたときに大義名分が国保の安定化だと。安定化をするために召し上げるもの、召しとるものを全部税でやっていく。一般会計からどんだんやれば、無制限とは言いませんよ。今のような形のやり方をしていけば、あなたの論理が正当化される。しかし、県下で11番、12番という高い重い国保税を軽減をする、そういう施策の選択はあなたにはないということではよろしいですか。

○議長（浅井武光君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（大澤 正君） 下げないという施策はないというふうには考えておりませうので、よろしくお願ひしたいと思ひます。そういう意味もございまして、町からの財政支援分としての援助分としての繰り入れは一定程度継続をしていきたいという形でご

ございます。そういう意味で加入者の方にも御負担いただき、町としても一定の負担をしながら国保運営については進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（浅井武光君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますけれども、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○議長（浅井武光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、第21号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第22号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第22号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第23号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第23号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第24号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅井武光君） 以上で、第24号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番（伊藤宗次君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これより、上程議案5件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決をします。

採決の方法は、起立によって行います。

初めに、第20号議案 平成27年度幸田町一般会計補正予算（第5号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第20号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第21号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第22号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第22号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第23号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第23号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第24号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浅井武光君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第24号議案は、原案どおり可決されました。

日程第7

○議長（浅井武光君） 日程第7、第4号議案から第19号議案までの16件と第25号議

案から第33号議案までの9件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明をお願いします。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、まず単行議案の第4号議案から第19号議案までの16議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページからお願いいたします。議案関係資料につきましては、1ページから2ページでございますので、あわせてよろしくをお願いいたします。

第4号議案 幸田町職員定数条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、6条建ての法律の第2条「農業委員会等に関する法律の一部改正」に伴い、「幸田町職員定数条例」第1条で引用する、「農業委員会等に関する法律」において、農地利用最適化推進委員が新たに新設されたことで、第17条から第25条までの9条が追加されることと、条が削除されたことにより、「第20条」を「第26条」に改めるもので、内容が変わるものではございません。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の3ページでございます。

議案関係資料は、3ページから6ページでございます。

第5号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、5条建ての法律の第1条「学校教育法の一部改正」において、前期課程6年、後期課程3年に区分された小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が、新たな学校の種類として加えられることにより、「幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」では、「小学校」に「義務教育学校の前期課程」、「特別支援学校の小学部」を加え、「幸田町民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正」では、「中学生」の区分に「義務教育学校の後期課程」、「特別支援学校の中学部」を加え、「幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正」では、「中学生」の区分に「義務教育学校の後期課程」、「特別支援学校の中学部」を加える改正を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

第6号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行及び法令または条例の規定により、出頭または参加した者に対する実費弁償の支給に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、6条建ての法律の第2条「農業委員会等に関する法律の

一部改正」に伴い、「幸田町証人等の実費弁償に関する条例」第1条及び第2条第6号で引用する、「農業委員会等に関する法律」において農地利用最適化推進委員が新たに新設されたことで、第17条から第25条までの9条が追加されることと、条が削除されたことにより、「第29条」を「第35条」に改めるもので、内容が変わるものではないでございます。

また、「幸田町証人等の実費弁償に関する条例」第2条で規定する実費弁償の対象者に、「法令又は条例の規定により出頭又は参加した者」を新たに加えるものであります。施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

議案関係資料は、9ページから12ページでございます。

第7号議案「幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律及び行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、2条建ての法律の第1条「地方公務員法の一部改正」に伴い、これまで「幸田町初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」で定めておりました「級別標準職務表」を、「等級別基準職務表」として条例に新設するものであります。

また、勤勉手当の支給の決定に当たり、従前の勤務評定にかわり、人事評価を基礎として活用するもの及び「行政不服審査法」の全部改正に伴い、「幸田町職員の給与に関する条例」第20条の3第2項で引用する、「行政不服審査法第14条又は第45条」を「行政不服審査法第18条第1項本文」に改正するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の11ページをお願いいたします。

議案関係資料は、13ページから18ページでございます。

第8号議案「幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例の一部改正について」であります。

提案理由につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからであります。

この行政不服審査法の改正は、行政庁の処分に対する不服申立制度が、「公正性の向上」、「使いやすさの向上」、「国民の救済手段の充実・拡充」の観点から見直されたもので、具体的には、行政処分を行った行政庁に不服を申し立てる「異議申立」と、行政庁以外に不服を申し立てる「審査請求」を、原則として最上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」に一本化するものであります。

なお、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づきます不服申立につきましては、上級行政庁がございませんので、処分庁である町の実施機関に対し、審査請求することとなるものでございます。

また、幸田町情報公開条例及び幸田町個人情報保護条例では、不服申立につきましては、識見を有する者で構成しております「幸田町情報公開・個人情報保護審査会」への諮問が義務づけられております。

今回は改正法が求めております、審理の公正性・透明性の向上を目的としました「審理員の導入」と、「第三者機関の設置及び諮問の義務づけ」につきましては、幸田町情

報公開・個人情報保護審査会が行政の公正の確保等を目的とした第三者機関であり、諮問が条例により既に義務づけられておりますので、改正法第9条第1項ただし書に相当するものであり、「幸田町情報公開条例」及び「幸田町個人情報保護条例」に審理員制度の導入を行わないものとする規定を追加するものでございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

なお、施行前の処分及び不作為につきましては、改正前の条例を適用するものでございます。

次に、議案書の15ページでございます。

関係資料は、19ページからでございます。

第9号議案 幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立の手續において、「審査請求」及び「異議申立」を、「審査請求」に一本化するもので、「幸田町情報公開・個人情報保護審査会条例」、「幸田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、「幸田町消防団員等公務災害補償条例」の、それぞれに規定されている「不服申立」または「異議申立」を、「審査請求」に改正するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第10号議案 幸田町行政不服審査会条例の制定についてであります。

制定理由といたしましては、行政不服審査法の施行に伴い、必要があるからであります。

制定の主な概要につきましては、行政不服審査法第81条第1項の規定により、公平性の向上を目的とし、その権限に属する事項を処理するため、町長の附属機関として、有識者からなる第三者機関である幸田町行政不服審査会を設置することとし、同条第4項の規定により、審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を条例で定めるものであります。

全体では、9条からなる条例とし、第1条では設置について、第2条では委員5人以内をもって組織することについて、第3条及び第4条では、委員の委嘱及び会長の選任について規定しております。また、第6条では審議の手續について、委員のうちから審査会が指名する者3人をもって構成する合議体により、調査審議することを規定しているものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。

議案関係資料は、24ページから26ページでございます。

第11号議案 幸田町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、行政不服審査法等の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方税法の一部改正に伴い、固定資産評価審査についての規定を定めるものでありまして、その内容につきましては、審査申出書に処分内容の記載を追加し、申出人から提出された反論書の町長への送付義務と、審査決定書への記載内容の明文化などであり、その他字句等の整理であります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の23ページ、議案関係資料は27ページから28ページでございます。

第12号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、新たな行政不服審査制度により必要となった審査請求人への証拠書類等の写しの交付につきまして、白黒複写は1枚10円、カラー複写は1枚50円と交付手数料の金額を定めるものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からとするものであります。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。

第13号議案 幸田町火災予防条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、平成14年総務省令第24号「対象火気省令」の施行から10年以上が経過し、対象火気設備等技術基準検討部会の報告書の内容を踏まえまして、当該設備への対応を図るものであります。

今回、新たな設備となりますグリドル付コンロに係る離隔距離につきまして、安全性を検証の結果、従前から規定されているコンロ及びグリドル付コンロと同様の離隔距離とするものであります。

次に、最大入力値が5.8キロワット以下、1口当たりの最大入力値が3.3キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器及びその複合品のコンロ部分の全部が、電磁誘導加熱式調理器のものに係る離隔距離につきましては、安全性の検証の結果、従前から規定されている電磁誘導加熱式調理器及びその複合品と同様の離隔距離とするものであります。

さらに、別表第3に規定する表現と字句の整理をするものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。

第14号議案 幸田町行政財産目的外使用料条例の一部改正についてであります。

提案理由につきましては、町民会館食堂並びに町民プール食堂及び売店を一元的に指定管理者に管理させることに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、別表において定めております町民会館食堂並びに町民プール食堂及び売店に関する使用料の規定を削除するものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からであります。

続きまして、31ページをお願いいたします。

第15号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、第1条「幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正におきましては、放課後児童健全育成事業（いわゆる児童クラブ）につきまして、小学校1年生から6年生の児童を対象として実施しているわけですが、現行の小学校・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定をする学校教育法の一部改正がされ、この中で、小学校6年間を義務教育学校前期課程、中学校3年間を後期課程と区分されることに伴う改正をするものであります。

次に、第2条「幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例」の一部改正におきましては、第1条同様、学校教育法の一部改正により、「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることを受け、小中学校の位置づけに義務教育学校を加えるための改正をするるとともに、字句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案書の33ページをお願いいたします。

議案関係資料は、39ページから40ページでございます。

第16号議案 幸田町介護保険条例の一部改正についてであります。

提案理由といたしましては、医療・介護関係者間の情報の共有を支援する事業を開始することに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、平成28年度から情報通信技術、いわゆるICTを導入した事業を実施できるようにするため、幸田町介護保険条例附則第8条第2項中、介護保険法第115条の45第2項第4号に定める地域支援事業の一つであります「医療に関する専門的知識を有する者が、介護サービス事業者、居宅における医療を提供する医療機関その他の関係者の連携を推進する事業」の実施猶予期間について、「平成30年3月31日まで」を「平成28年3月31日まで」とし、実施開始日につきましては、「平成30年4月1日」を「平成28年4月1日」と改めるものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案関係資料につきましては、41ページからでございますが、第17号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正についてであります。

提案の理由につきましては、法定外公共用物の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、道路法及び河川法が適用または準用されない道水路等（里道・赤線や普通河川・水路・青線等）は、法定外公共用物として、その管理のための条例を、平成8年に定めて幸田町が管理しているわけですが、幸田町道路占用料条例との均衡を図るため、占用料の額を改定するものであります。

道路法施行令の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴い、愛知県道路占用料条例が改正され、この県条例との均衡を図る幸田町道路占用料条例の一部改正に伴い、幸田町法定外公共用物の管理に関する条例第10条（道路占用料等及び徴収方法）の別表第1に掲げる占用料について、一部改定するものであります。

また、その他、字句の整理を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日であります。

経過措置といたしまして、施行の日以降に法定外公共用物の占用等の許可を受けた占用物件及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものについては、なお従前の例によるものとしてあります。

続きまして、39ページでございます。

第18号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正についてであります。

提案の理由につきましては、道路の占用料の見直しに伴い、必要があるからであります。

改正の概要は、道路法施行令の一部改正（平成26年4月1日施行）に伴い、愛知県道路占用料条例が改正され、この県条例との均衡を図るため、第2条（占用料の額）の別表に掲げる占用料等につきまして、一部改定をするものであります。

また、その他、字句及び引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、平成28年4月1日であります。

経過措置といたしまして、施行の日以降に占用等の許可を受けた占用物件及びこれに係る占用料について適用することとし、それ以前に許可を受けたものにつきましては、なお従前の例によるものとしてあります。

続きまして、議案書の45ページをお願いいたします。

第19号議案 町道路線の認定及び廃止についてでございます。

町道路線を認定及び廃止するために、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものであります。

提案の理由といたしましては、道路整備等に伴い、必要があるからであります。

認定及び廃止の概要につきましては、横落字郷中地内における住宅開発による道路整備に伴う新規認定路線の「郷中12号線」を初め、7路線に係る認定及び廃止を行うものであります。

なお、路線名等詳細につきましては、議案書の46ページ、47ページにございますので、御参照いただきたいと思います。

以上が、第4号議案から第19号議案までの単行議案でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

続きまして、当初予算に移りたいと思います。

第25号議案から第33号議案にわたっております。平成28年度幸田町会計別の当初予算の概要につきまして、一般会計から順次、説明をさせていただきます。

「平成28年度予算書および説明書」をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第25号議案 平成28年度幸田町一般会計予算についてでございます。予算書及び説明書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ142億6,000万円と定めるものであります。前年度比103.4%で、4億7,000万円の増であります。

第2条地方債につきましては、18ページの「第2表地方債」のとおり、道路改築事業に1,500万円、消防団詰所整備事業に3,200万円、幸田小学校整備事業に2億円、地区公民館整備事業に4,300万円を予定しております。

13ページに戻っていただきたいと思います。

第3条の一時借入金の最高額は、10億円と定めるものであります。

第4条では、歳出予算の流用の取り扱いについてを定め、記述のとおりお願いするものであります。

まず、歳入の款の総額については、21ページを参照いただきたいと思います。その予算の内容につきましては、25ページからをごらんいただきたいと思います。

10款の町税であります。町税全体で82億6,156万円といたしました。

個人町民税は、納税義務者数の増加及び給与所得の伸びなどにより、25億2,100万円とし、また、法人町民税は、税制改正の影響と自動車関連企業を初めとした企業業績を見込み、9億560万円といたしました。

固定資産税は、土地区画整理事業地内における保留地の換地処分による課税対象土地の増加、家屋分が土地区画整理事業地内の新築による増加、そして償却資産分が、企業の設備投資の状況を若干の減と見込み、固定資産税の総額は41億6,796万円といたしました。

軽自動車税につきましては、標準の税率が上がったことと、保有台数の増加のほか、重課、軽課の適用を見込み、9,050万円といたしました。

たばこ税につきましては、健康志向の高まりによる売上本数の減少を見込み、2億7,300万円といたしました。

28ページをごらんいただきたいと思います。

入湯税につきましては、利用客が減少傾向であることから、若干の減を見込み350万円とし、都市計画税につきましては、固定資産税と同様の理由により増を見込み、3億円といたしました。

次に、15款の地方譲与税につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の1億2,500万円といたしました。

20款利子割交付金につきましては、法人の利子割の廃止と公社債利子等の配当割交付金への振りかえ等による減を見込み500万円、21款の配当割交付金につきましては、公社債利子等の利子割交付金からの振りかえ及び上場企業の好調な業績による増を見込み、5,600万円といたしました。

次に、30ページをお願いいたします。

22款の株式等譲渡所得割交付金につきましては、引き続き活発な株式売買を見込み、3,200万円といたしました。

23款の地方消費税交付金につきましては、消費税の税率が、平成26年4月から8%になり、平成28年度からは、通年ベースで歳入されることからの増を見込み7億

円といたしました。

25款ゴルフ場利用税交付金につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の2,100万円とし、30款自動車取得税交付金につきましては、平成29年度からの消費税の税率アップによる駆け込み需要の増加で台数増を考慮し、4,700万円といたしました。

33款の地方特例交付金につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の3,300万円といたしました。

35款の地方交付税につきましては、普通交付税及び特別交付税ともに不交付と見込み、科目維持といたしました。

32ページをごらんいただきたいと思います。

40款の交通安全対策特別交付金につきましては、実績を考慮し、前年度と同額の500万円といたしました。

45款の分担金及び負担金につきましては、制度改正による保育所私的契約児施設使用料の廃止に伴う保育料保護者負担金の増などにより、2億4,916万5,000円とし、32ページから37ページの50款使用料及び手数料につきましては、保育所私的契約児施設使用料を減とした一方で、一般廃棄物収集・処分手数料の増などを見込み、ほぼ前年度並みの2億2,058万4,000円といたしました。

36ページを次にお願いたします。

55款国庫支出金につきましては、幸田小学校整備事業に対する公立学校施設整備費国庫負担金、六栗地内に建設されます認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金の新規計上、また、町道桐山深溝1号線整備などに対する社会資本整備総合交付金などにより、総額で12億9,526万2,000円といたしました。

次に、40ページをお願いたします。

60款の県支出金につきましては、あけぼの第2幼稚園が認定こども園に移行されることに伴い、認定こども園等施設型給付費負担金の新規計上と、その一方で、中学校への太陽光発電システム等設置に係る再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金が減となるなどにより、総額で7億1,499万9,000円といたしました。

次に、46ページをお願いたします。

65款の財産収入につきましては、基金利子、財産貸付、不動産売払収入などが主なもので、総額を2,291万2,000円といたしました。

70款の寄附金につきましては、返礼品による地元農産物や特産品をPRするふるさと寄附金が主なもので、総額2,001万7,000円といたしました。

48ページを次にお願いたします。

75款の繰入金につきましては、それぞれの行政需要に対応するために、基金財源で補填することとしておりますが、全体の財源調整及び事業執行のために財政調整基金、教育施設整備基金、福祉施設整備基金、都市施設整備基金からの繰り入れを行い、総額で13億6,765万6,000円といたしました。

50ページをお願いたします。

80款の繰越金につきましては、前年度と同様の3億円とし、50ページから57ペ

ージにわたります85款諸収入につきましては、小中学校給食費等が主な収入でありまして、総額で4億9,384万4,000円といたしました。

56ページをお願いしたいと思います。

90款の町債につきましては、道路改築事業に1,500万円、消防団詰所整備事業に3,200万円、増加する児童に対応するために幸田小学校整備事業に2億円、地区公民館整備事業に4,300万円、総額で2億9,000万円といたしました。

以上が、平成28年度幸田町一般会計当初予算の歳入の概要でございます。

一方、歳出の総額につきましては、22ページを御参照いただきたいと思います。その予算内容につきましては、60ページからとなっておりますが、性質別区分に基づき説明をさせていただきますので、別冊となっております「平成28年度当初予算概要」の5・6ページにあります「平成28年度一般会計予算款別・性質別一覧表」をごらんいただきたいと思います。

人件費、扶助費、公債費で構成されております義務的経費につきましては、総額で前年度比99.7%の61億8,970万5,000円となっております。

その主な要因といたしましては、障害児通所給付費において、放課後デイサービス利用者の増加により、扶助費が前年度比108.3%の19億5,240万6,000円となったものの、ハピネス・ヒル・幸田建設事業債等の償還額の減少により、公債費が、前年度比80.6%の8億8,746万円となったことによるものであります。

普通建設費等の投資的経費につきましては、総額で17億3,154万9,000円、前年度比147.6%の大幅な増となっております。

そのうちの普通建設事業につきましては、幸田小学校校舎増築整備事業、豊坂小学校体育館吊り天井耐震化事業、新規児童館建設準備関係事業、市場公民館駐車場整備事業、消防団第2分団第1部詰所移転事業、永野公園整備事業、道路新設改良事業（桐山深溝1号線等）などが主なものとなっております。

そして、物件費・維持補修費・補助費等などのその他の経費につきましては、総額で前年度比98.9%の63億874万6,000円となっております。物件費につきましては、社会保障・税番号制度システム対応や基幹系業務システムの再構築等の完了により、また補助費等では、子育て世帯臨時給付金の終了などにより、それぞれ減額となっております。また、繰出金につきましては、幸田駅前土地区画整理事業特別会計への繰出金が増加をしております。

以上が、平成28年度幸田町一般会計予算の概要であります。

続きまして、特別会計にまいります。第26号議案 平成28年度幸田町土地取得特別会計予算につきましては、予算書および説明書の153ページからをごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2,280万1,000円と定めるものでありまして、前年度と同額となっており、増減はございません。

続きまして、第27号議案 平成28年度幸田町国民健康保険特別会計予算につきましては、181ページからをごらんいただきたいと思います。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ37億9,368万

8,000円と定めるものであります。前年度比102.8%で、1億293万1,000円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、保険給付費の増加見込みによるものでございます。

続きまして、第28号議案 平成28年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。225ページからでございます。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億6,357万3,000円と定めるものであります。前年度比116.7%で、5,190万1,000円の増であります。増加の主な要因といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増を見込んだことによるものであります。

続きまして、第29号議案 平成28年度幸田町介護保険特別会計予算につきましては、253ページからをござんいただきたいと思っております。

第1条の歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ18億3,548万3,000円と定めるものであります。前年度比105.2%で、9,073万7,000円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、介護サービス給付費等の増加を見込んだことによるものであります。

続きまして、第30号議案 平成28年度幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計予算についてであります。293ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ5億703万2,000円と定めるものであります。前年度比137.1%で、1億3,731万4,000円の増となっております。増加の主な要因といたしましては、県道の無電中化に伴う建設的負担金と移転補償費の増によるものであります。なお、建物移転につきましては、平成28年度で終了を予定しております。

第2条地方債につきましては、296ページの「第2表地方債」のとおり、幸田駅前土地区画整理事業において、県道の整備費や建物などの移転補償費で9,230万円の起債を予定しております。

続きまして、第31号議案 平成28年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。325ページをお願いいたします。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ3億7,638万3,000円と定めるものであります。前年度比96.9%で、1,220万5,000円の減となっております。主な要因といたしましては、処理場の維持管理費の減によるものであります。

続きまして、第32号議案 平成28年度幸田町下水道事業特別会計予算についてでございます。357ページからをござんいただきたいと思っております。

第1条歳入歳出予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7億4,746万7,000円と定めるものであります。前年度比98.9%で、809万円の減となっております。主な要因といたしましては、土地区画整理区域等における下水道整備工事等の減少によるものであります。

第2条地方債につきましては、360ページの「第2表地方債」のとおり、公共下水道事業で1,800万円、流域下水道事業で960万円を予定しております。

最後に、第33号議案 平成28年度幸田町水道事業会計予算について説明をさせていただきます。

385ページをごらんいただきたいと思います。

収益的収入につきましては、7億9,979万2,000円を計上し、収益的支出につきましては、7億3,399万2,000円を計上し、収益的収支差引は、6,580万円となっております。

次に、資本的収入につきましては、2億2,015万7,000円を計上し、資本的支出につきましては、6億2,108万円としております。これにつきましては、永野ポンプ場更新工事、区画整理事業関連や重要給水施設への配水管布設工事などを計上して、推進してまいります。

資本的収支における不足額の4億92万3,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填することとしております。

以上、第25号議案から第33号議案までの平成28年度幸田町会計別当初予算の提案理由の説明をさせていただきました。

これで、本定例会に提案をさせていただきます単行議案16件と、当初予算関係9件の説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、全議案とも可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。朗読させていただきます。ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（浅井武光君） 提案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、議案質疑通告書を本日午後5時までに事務局に提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、3月7日、月曜日、午前9時より再開いたしますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、1点、御連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を、本日午後3時10分より第1委員会室にて開催をいたしますので、委員の方は御出席をお願いいたします。

以上で終わります。

ありがとうございました。御苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成28年3月2日

議 長

議 員

議 員